

**平成 30 年 2 月 20 日**  
**開 会 10 時 00 分**

○桃村議長

おはようございます。ただいまの出席議員は、議員定数 16 名中 16 名で定足数に達し、議会は成立いたしましたので、平成 30 年第 1 回宗像地区事務組合議会定例会を開会いたします。これより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付しているとおりです。

日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、3 番、岡本議員。4 番、横山議員。を指名いたします。

日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。お諮りします。

本定例会の会期は本日を含め、2 日間といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日を含め 2 日間と決定いたしました。

日程第 3、諸報告に入ります。谷井組合長。

○谷井組合長

本日、平成 30 年、第 1 回定例会が開かれるに当たりまして、ご挨拶と提案理由の説明を申し上げます。議員の皆さんにおかれましてはご多忙の中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

今回、本議会では、平成 30 年度 5 会計の当初予算についての提案のほか、消防の機構改革に関するものなど、非常に重要な案件を提案させていただいております。

それでは、本日の議案を簡単に説明申し上げます。

第 1 号議案は、福岡県市町村職員退職手当組合への加入団体数の変更に伴う規約の変更についてです。

第 2 号議案は、人事院の勧告に伴い、給与条例の一部を改正するものです。

第 3 号議案は、法改正に伴い、非常勤職員の育児休業期間を延長するため、育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。

第 4 号議案は、法改正に伴い、個人情報保護条例及び情報公開条例の改正についてです。

第 5 号議案は、宗像自治会館を廃止することに伴い、設置条例を廃止するものです。

第 6 号議案は、福津消防署を新たに設置することに伴い、関係する条例 4 件を一部改正するものです。

第 7 号議案は、法改正に伴い、消防関係の手数料を変更するため、手数料条例の一部を改正するものです。

第 8 号議案から第 11 号議案につきましては、平成 29 年度の、一般会計、大島・本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計の補正予算についてです。

第 12 号議案から第 16 号議案につきましては、平成 30 年度、一般会計、急患センター事業特別会計、大島・本木簡易水道事業特別会計及び水道事業会計予算についてであります。以上、いずれも重要な案件でありますので、何とぞよろしくご審議くださいまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

#### ○桃村議長

日程第 4、一般質問を行います。本定例会における一般質問の通告議員は 3 名です。なお、一般質問の制限時間は、答弁を含んで、1 人当たり 55 分以内となっております。1 件ごとの質問回数について制限はありません。質問は項目ごとに 1 問 1 答方式で行います。また、質問は自席にてお願いします。通告順により、12 番、砲野議員の一般質問を許します。砲野議員。

#### ○砲野議員

改めておはようございます。12 番の砲野でございます。

宗像地区消防整備計画・消防機構改革について、質問させていただきます。

まず 1 つ目が、昨年の 10 月 23 日、宗像地区組合事務組合の議会が開催されました。平成 28 年度宗像地区事務組合決算審査が行われ、監査委員からの意見書では消防については、年間、救急出動件数が 6000 件を超えており、昭和 50 年供用開始した宗像消防署本署、さらには福間分署が老朽化していることが報告をされました。改築・建て替えの検討が必要であり、特に、消火や防災救助の発信地である源が、地震等で崩壊したら活動ができないことになる。今後の改築・建て替えの検討をすべきとの監査委員から意見書が提出されました。宗像地区事務組合は、今後の対応について、検討委員会を立ち上げ、検討すべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

2 つ目が、福岡県消防学校跡地利用について、現在の宗像消防署本署の敷地が狭いし、訓練場所もないのではないかと思われます。建て替えるにしても、現状の敷地では議論にならないのではないかと思います。今、閉鎖されている福岡県消防学校跡地、福津市利用について、昨年の 6 月の県議会で、県議が質問をされておりました。

答弁で、小川県知事は、県の利用が見込まれないならば、公用又は公共目的の利用を優先的に考え、地元の市町村の利用について協議を進める、と回答されております。福岡県と話をして、土地確保のために、宗像地区事務組合と県が協議できるようにす

べきではないかと思いますが、答弁を求めます。以上でございます。

○桃村議長

では回答です。谷井組合長。

○谷井組合長

それでは、私のほうから消防署の建て替え等につきまして、先ほど 2 番目の、消防学校跡地の利用と県との協議について私のほうから答弁し、残りは消防長から、回答いただきます。

消防本部及び福間分署等の庁舎に関しましては、築 43 年を経過しております。建物及び設備が老朽化しております。そのため、これらの庁舎の改修改築及び移転等を検討するため、検討委員会を設置して、具体的に検討してまいります。

お尋ねの消防学校跡地の利用につきましても、その中で検討事項として検討することになるというふうに思っており、以上です。

○桃村議長

灘辺消防長。

○灘辺消防長

おはようございます。消防長の灘辺です。よろしくお願ひいたします。

私の方から一つ目の項目である庁舎の改築・建て替えについて、お答えさせていただきます。昨年 10 月の組合議会定例会において、監査委員から今後の救急対応や、庁舎の老朽化対策についての意見がありました。

救急対応については、同議会で救急隊増隊のための職員の増員に関し、職員定数条例の可決を頂き、平成 32 年に専任救急隊の増隊を予定していますが、今後は、庁舎の整備とあわせて検討していく必要があります。その中で、建築経過年数が 43 年目を迎える宗像消防署の本署、福間分署、大島分遣所の庁舎の老朽化対策として、平成 22 年度に本署と福間分署の庁舎は、簡易的な耐震工事を実施しました。しかし、国交省基準によると、地震によって倒壊する可能性は低いが、消防機能を確保できないおそれがあるというものです。

具体的には地震により建物にひずみが出て、車庫のシャッターが開かず、出動不能になったり、開口部の開閉が不能になったりして、消防活動の拠点としての機能が失われる恐れがあるというものです。このような理由により、平成 30 年度一般会計予算に庁舎の改築、建て替えなどの調査委託費を計上しており、先ほど組合長が説明したとおり、今年度中に消防本部職員、事務局職員、そして、両市の関係職員などで検討委員会を立ち上げ、委託調査の結果などを踏まえて詳細に検討し、今後の庁舎のあ

り方について、基本的な、計画を作成し、進めていきたいと考えております。

#### ○砲野議員

検討するということのご答弁いただきましたので必要はないと思いますけれども、1つだけ確認のために。このたび消防機構改革等消防力整備計画が行われようとしております。先般、粕屋消防署との一体化が話し合われたけれども、それについては、実現しておりませんけれど、宗像地区消防本部の機能強化のためにも、地理的にも福岡県消防学校跡地利用は非常に適任じゃないかというふうに思うわけであります。

さらには、北九州市と福岡市との中間である宗像市と福津市、いわゆる 20 万中核都市、谷井組合長がいつもおっしゃっているように、両自治体が一体化すれば、中核都市として非常に発展するのじゃないかということも考えれば、この、消防本部についても、絶対必要じゃないかと思いますけれども、また確認ためにご答弁よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

#### ○桝村議長

谷井組合長。

#### ○谷井組合長

粕屋地区消防それから粕屋北ですね、これにつきましては、何年か前から議論ってきて、結論が出ているわけです。ただ粕屋北は古賀にありますので、この点については一緒にしないかっていうか検討はしてまいりました。ですから、これからのことになると思うのですけども、やはり広域で処理することは大事だと。そういうことは一つの視野に入れますけれども、現在のところはそこまで進んでいませんので、今後検討委員会の中で、この市消防署の位置、これは非常に大事なので、そういうこともやるかどうかは検討してまいりたいと思っています。

#### ○桝村議長

砲野議員。

#### ○砲野議員

一般質問を終わります。

#### ○桝村議長

以上で、12 番、砲野議員の質問を終了します。次に、14 番、永島議員の 1 項目目の質問を許します。永島議員。

## ○永島議員

14 番、永島直行でございます。通告しております 3 点について質問いたしますが、初めての質問で緊張しておりますのでよろしくお願ひいたします。

まず第 1 点目は給水区域拡大についてであります。

平成 28 年 4 月 11 日に福津市勝浦の奴山区長から、「上水道給水区域への編入について」ということで、福津市長に対して、要望書が提出されております。

内容は、奴山区は、現在、給水区域外ですが早急に給水区域内への編入を要望しますということであります。それに対して福津市を通して、平成 28 年 5 月 11 日付けで、宗像地区事務組合組合長小山達生名で回答があつております。

要望がありました奴山地区の給水については、下記の問題点を解決する必要があります。現在、給水区域外であるため、認可変更の手続が必要です。配水管の新設が必要です。現施設では水圧が足りないため、新たにブースターポンプの設置が必要です。

以上のように、現時点では問題点も多く、また建設費用が高額で、給水区域拡大については予定しておりません。ということでありました。しかしながら、私が住んでいます勝浦浜では、給水を開始してから 30 年以上たちます。

地区住民の方もその当時は、上水道は必要がないと思っておられましたが、現在では水に困っているということで、区長に要望書の提出をお願いされたものと考えます。

国道 495 号線から東側になると思いますが、桂区、奴山区、生家区、大石区、須多田区には給水管が入っておりません。桂区、奴山区、生家区にはご承知のとおり、老人福祉施設・障害者施設がありますが、皆さん地下水に頼っており、安心安全の上水道を望んであるのではないかと考えます。

また、世界遺産・新原奴山古墳群の展望所もこの地区にあり、トイレの建設も予定されております。この回答書では、安心安全の上水道を必要とされている地区住民、納税者に対して、不公平で全く配慮に欠けているとしかとしか言いようがありません。給水開始から 30 年も経過しているのですから、アンケート調査などを実施して回答すべきだと思いますがいかがでしょうか。

## ○桃村議長

花田事務局長。

## ○花田事務局長

事務局長の花田でございます。ただいまの項目番号 1、給水区域の拡大についてに對してお答えをさせていただきます。平成 28 年度に奴山地区から水道の給水区域編入につきまして、要望書をいただきまして、回答した内容を私も確認させていただきました。給水区域編入につきましては水道の必要性、収益性、地理的条件に問題があるということで給水区域の拡大には応じられないという内容でございました。

議員が言われる、桂、奴山、生家この3地区は、いずれの地区も津屋崎の平野部分から駆け上った山地をなしたところにありますて、この3地区とも共通した課題があるというふうに考えております。従いまして、給水区域を拡大して、水道設備を整えていくためには、3地区共通の問題点を解決しながら、地域の方々と行政、それから事務組合、これらが一体的に協力しながら取り組んでいくことが必要であろうというふうに思っております。私ども水道事業者といたしましては、既存の集落を給水区域に編入するためには、地下水質の悪化、水量の低下、これらの生活用水の確保が困難となった場合となっておりますけども、これとは別に、事業の採算性につきましても重要な要素でございます。このあたりはどうぞご理解をお願いしたいというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○桃村議長

永島議員。

#### ○永島議員

それでは、給水区域外は今いった以外に宗像市も含めて、ほかに給水区域外があるかどうかですね。それと、奴山区では建設費が高額でということですが、高額であるということは試算されておると思うのですよね。幾らぐらいかかるのか教えていただきたい。それから、全体を給水区域に編入した場合、どれぐらいの予算が必要なのか。それと新規工事される場合は、補助金があるのか、無いのか。給水区域外であるため認可変更の手続きが必要です。給水管の新設が必要です。給水区域外ですので、誰でもわかる事ではないですか。他に言い方無いですかね。給水区域外だから当たり前のことですよね。これが理由になるのですかね。ほかに何か書きようがなかったのですか。

#### ○桃村議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

1つずつお答えをしたいと思います。最初に言われました宗像市ではないのかというご質問でございますけども、宗像市でもこういったところは存在しております。

給水区域に編入っていうところですけども、給水区域に編入するということは、整備をするという条件がついてきますので、そういう整備をする条件の中で1番大切な要素が先に申しましたように、既存の集落を入れる場合は、水に困っている、水質悪化と、それから、水量の不足というようなことが重要な要素になります。

また、後にも言いましたけども、これを整備するためには、多額の費用がかかるわ

けでございまして、その費用の負担は誰がどんなふうに負担していくのか、非常に重要な要素でございます。

もう 1 つありました試算をしたのかというところで、最初の奴山地区はですね、これは私の記憶でございますけども、1 億ちょっとはかかるというような、数字が出ておったと思います。他の桂区、生家につきましては、まだ試算をしておりません。

補助金の件でございますが、これは国からの補助であれば、区域を拡大する時の一 定以上の給水人口が認める場合ですね。これを国が認めてくれれば配水管を入れるための補助金は確保できるということでございますけども、この 3 地区の人口であればちょっと無理かなというふうに考えております。今のご質問に対しては以上で終わります。

○**桝村議長**

永島議員。

○**永島議員**

今、水質悪化とか、水不足というふうなことが理由となるということなのですが、それは調査されたのですかね。調査されて水は大丈夫ですよ。水質は悪くないですよと調査されたのでしょうか。

○**桝村議長**

花田事務局長。

○**花田事務局長**

私どもが調査するのではなくて、要望される地区が、うちは水質悪いようだけどもと、いうような形で申し出という形をとっております。以上でございます。

○**桝村議長**

永島議員。

○**永島議員**

奴山区の区長さんが、水が足りません、水が必要ですのでお願いしたいということは、水がないとか水が悪いという状況だろうと思うのですよね。それをただこれだけの理由で予定しておりませんということなのですが、この、現時点では、問題点も多いということですが、この 3 点のほかにどんな問題があるのかですね。

1 つ目の認可変更手続が必要ですというのは、認可手続をしても認可がおりないとということなのでしょうか。

2つ目の配水管の新設が必要ですとあります、水を通す場合は管を敷設するのは当たり前のことだと思うのですよね。敷設できない理由は何かあるのでしょうか。

それと、建設費用だけが問題だと私は思うのですよ。1億円と言われましたね。1億円かかった場合、例えば国の補助はどのくらいあるのですか。3つの質問お願いします。

○桃村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

補助金の話でございます。先ほどもちょっと触れましたけども、奴山地区がもし、全員が要望されて、負担金も払うと、一定の負担をするということと、それと1番重要な水質の悪化というのが認められれば、だめだという話をしないのですけども、先ほど言われました補助金につきましてはですね。奴山地区の人口程度を入れる場合は、これは補助金の対象外、要するに拡張事業という国のメニューの中で考えると、この補助金は見込めないというふうに考えております。

○桃村議長

永島議員。

○永島議員

見込めないというのは自分ここで考えて見込めないということです。申請も何も、しないですか。奴山地区が何十戸ありますか。ちょっと教えてください。

○桃村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

すいません、担当の者と代わります。

○堅山施設係長

行政区で奴山区が90、純粋に奴山のエリアで35から40ちょっと。練原の、どの区域の方っていうところもありますけれども、奴山区で30から40というふうに認識しております。

○桃村議長

永島議員。

○永島議員

負担の問題ですけども、1億円かかった場合、例えば奴山にどれだけ負担がかかるのか。1億円必要なのですかね。それはもう無理でしょう。それは市も当然負担すべきだと思いますけど。負担金の問題なのですが、幾らぐらい出さないかんとですか。

○桃村議長

堅山施設係長。

○堅山施設係長

奴山区での工事の負担金額としては最低 1500 万円を地元で負担していただく形になります。試算ですね。これにつきましてはポンプを含んでいません。ポンプの能力等も確認できませんので、こちら配管を敷設するだけで、最低それぐらいです。

○桃村議長

永島議員。

○永島議員

1500 万円、奴山区が出さなければなりませんよということは、奴山区に対して、回答文書の中に入れてあるのですかね。口頭で言ってあるのですかね。

○桃村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

回答には入れてなかったというふうに思っております。

○桃村議長

永島議員。

○永島議員

口頭でも言ってない、文書にも何も書いていない、ただ高額ですだけで、奴山が納得すると思われますかね。私は絶対納得しませんよ。高額ですからできません、幾らかかりますか、10億円です。金額を提示して、どうですかっていうことで、地元が納得されたらわかるのですけども、文書をぽんと出しただけで、地元が納得されないと

思うとですよね。配慮が足りないと思いますが。その点をちょっと伺いたい。

○桃村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今、言われました件についてはですね、確かに配慮が足りなかつたというふうに思っておりますが、要望自体が漠然としたものという受け取り方をしておりますので、大変失礼な回答になったとは感じております。以上でございます。

○桃村議長

永島議員。

○永島議員

福津市勝浦、津屋崎の山手ですね。給水区域外です。戸数は余りないか解りませんけども、いつまでも地下水に頼っておられんと思うとですよね。先ほど言いましたように勝浦浜でも 30 年以上たっております。昭和 59 年、玄海の方から水をもらっています、それからもう 30 年以上たっております。今後、水が必要かどうかアンケート調査をしていただいて、要らないということならいいでしょうけども、一部事務組合のほうでそういう要望があったらアンケート調査できないですかね。

○桃村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

先ほども申し上げましたように、一応、要望と言う形でお願いされた。というふうに思っております。従いまして、アンケートの予定はございません。

○桃村議長

永島議員

○永島議員

奴山区の区長、山手の区長に話をして、アンケート調査をしてもらえませんかという要望があればできるわけですかね。

○桃村議長

花田事務局長

○花田事務局長

私が申し上げました要望というのは、水が悪いので、水質が悪いので、水道引いてくれないかと、言い方は悪いですけども、そういった要望というふうにとらえて頂きたいと思っております。

○桙村議長

永島議員。では、2項目めに移ります。

○永島議員

第2点目でございますが、直結直圧給水の範囲拡大についてであります。

平成23年1月27日、宗像地区事務組合 組合長 小山達生名で、これも組合長名で、宗像地区事務組合指定給水装置工事事業者あて文書が送付されています。内容は直結直圧給水の範囲拡大について、というお知らせがありました。

これまで、当組合では3階建て以上の建築物、共同住宅の給水方法は、水槽式給水を採用してきましたが、この度、基準を緩和し、ある一定以上の水圧等が確保できれば、直結直圧給水を拡大することとなりましたのでお知らせします。という事務連絡であります。しかしながら、平成29年8月頃、ある業者に旧西鉄電車宮地岳線、宮地岳駅付近の共同住宅の給水管引き込みの相談に行ったら、この地区全体の配水管の水量水圧が低く、分岐可能な給水管口径はクリアしているが、直圧給水ができません。受水槽に入れて、加圧ポンプで給水してくださいとのことであったということでございます。

先日の全員協議会で頂いた「水道ビジョン2027」にもお客様サービスの中に小規模貯水槽水道対策で直結直圧給水を拡大拡充し、安心できる水質の確保に努めますとあります。旧津屋崎町のインフラ整備が正常でなかったのかと思われますが、簡単に解消するのではないと思いますので、早急に検討し対処していただきたいと考えますが、いかがでございましょうか、宮地岳駅の近くに建っておりますけども、直圧給水ができないというですね。そこで調査していただいて、今、布設替えがあつてるので、その時に、給水管の口径を大きくするとか何かそういうのができないかとお伺いしたい。

○桙村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

2 項目の直結直圧給水の範囲についてということでございます。今、おっしゃいました、旧西鉄宮地岳駅周辺におきましてはですね、アパート等がたくさん建ち始めまして、主にそういうアパート経営の事業地となっております。私どもで水の水圧や水量の計算をいたしましたところ、ご指摘のとおり水圧低下の判定が出ております。この地区につきましては、建物を建てられる場合は、直結直圧給水ではなくて、受水槽での給水をお願いしているところでございます。

現在、当該地区の水圧それから水量不足の解消に向け、宮司地区の配水管の増径工事ですね、径を大きくする工事に取り組んでおるところでございますけども、皆さんご存じのとおり、予想を超えるスピードでアパート等建築がなされておりますので、今しばらくお待ちを願いたいと思います。大体 2 年から 3 年ぐらいで解消するという目標で進めております。以上でございます。

#### ○桃村議長

永島議員。

#### ○永島議員

3 項目です。最近、古い水道管の布設替え工事が、あちらこちらで行ってあります。私が今言いましたところは入っていないようです。ぜひ、2、3 年ではなく 1 年でも早くしていただければ、受水槽の費用が、設置に 130 万円ぐらいかかるということですね、それと年間の維持費は 18 万円かかるということで、これは個人の負担になりますので、個人の家は直圧ですが、安心安全な水をぜひ送っていただきたいということです。2、3 年ではなくて、早期にやっていただきたい。調査はもうされたのですかね。どうでしょうか。

#### ○桃村議長

花田事務局長。

#### ○花田事務局長

私もですね、この辺は、急いでやりたいという気持ちは持っておりますし、事業者の方ですね。直圧で上がればですね、これだけの負担をしなくていいところで非常に、心苦しい訳なのですから、ここだけの整備ではないということで、一応予定しているのは 2 年か 3 年というふうに考えておりますので、どうかその間、ご辛抱願いたいと思っております。非常にご迷惑かけております。

#### ○桃村議長

永島議員。

## ○永島議員

専門家でないからわからないのですけども、あの辺の管は細いのですかね。ほかの所の管はアパートの上のほうまで入るということで、今、工事やってまいりますよね、その時に管を大きくするために、今、あの辺は 50 ミリが入っているのですかね。それをどのように管を大きくしなければいけないのか、それは大変なお金になると思いますけど、その点ちょっと教えていただきたい。

## ○桝村議長

志賀施設係長。

## ○志賀係長

施設係長の志賀でございます。議員、ご質問の宮地岳駅付近、アパートが建つ予定地区についてでございますけれども、あの付近につきましては、宮地嶽神社から真っすぐ、100 ミリの管が海岸のほうに向けて、おりてきております。しかしながら、その 100 の管を利用して旧福間の太郎丸近辺まで配水を行っておりまして、太郎丸近辺で農地を住宅に転用するという形で開発が入ってきておりますので 100 の口径では足りない。という形になっております。ですので、今のところ管径につきましては 200 になるのか 150 なるのかというところにはなりますけれども、増径を計画して、来年度以降取り組んでまいりたいというふうな予定を行っておるところでございます。以上でございます。

## ○桝村議長

永島議員。

## ○永島議員

旧津屋崎町の時に管を開発があるからこれだけの大きさを入れておかなければいかん。ということで入れておけば問題なかったと思うのですけども、ぜひ早急ですね、お金かかると思いますけども、あの地区の管を早く取り替えて頂くようお願いしておきます。

3 点目でございますが、事業者の指名についてであります。最近、古い水道管の取りかえ工事を行っています。という看板のある工事が各所で行われております。どこの業者が工事を行っているのかなということで私は先日、宮司地区の工事看板を見ますと、地元の業者ではなく、よその業者の方がされて、市内に住んでおる者は、なるべく地元の業者に工事をしていただきたいと思っているのではないかと思いますけども、工事の業者選定については、地元優先にはなっていないのでしょうか。できればその地区の業者を選定していただきたいと考えますが、入札指名業者の選定はどのような基準で行っているのか。お伺いします。

○桙村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

工事指名の関係ですが、宗像地区事務組合におきましては、宗像市及び福津市の事業者をいわゆる地元業者として取り扱っております。従って、工事の施工箇所はいずれの市または地域であるにもかかわらず、指名業者の選定については両市の業者を対象に行っております。

これは宗像市、福津市それですね。双方の業者が、出たところが入っているということでございます。工事の施工箇所、発注額には毎年ばらつきがございますので、工事が行われる地域の業者を優先的に指名することにした場合、事業者間の発注の機会均等が保たれないということにもなります。あくまでも入札に関して、公正性、公平性が重要であるため、現在のところ、工事の施工箇所において指名業者を調整する予定はございません。以上です。

○桙村議長

永島議員。

○永島議員

先日、知り合いの業者の方に、近くに居ってなぜ工事を取れなかつたとな、と聞きましたら、指名に入ってないから取れる訳ないじゃないかと言っておられました。

地元の人を入れてくださいということをお願いしているのですが、福津市の人人が宗像市、宗像市の人人が福津市の指名に入って、なかなか大変だろうと思いますけどもその点のことについては、やっぱり、業者いろいろあると思いますけど、宗像市が福津市に、福津市が宗像市に入ったりすることはあるのでしょうか。

○桙村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

今言われたように、宗像市、福津市をいわゆる地元としておりますので、その中でランダムに業者選定しております。今おっしゃった、例えば福津市の業者の方が宗像市の工事をする。逆もまたあります。以上でございます。

○桙村議長

永島議員。

○永島議員

工事費の大きなものは、大企業とかですね、中くらいは地元と思うのですけども、そこらあたり地元の業者をなるべく使っていただくような、選定の方法をお願いしたいということで質問を終わらせていただきます。

○桝村議長

以上で 14 番永島議員の一般質問を終了します。

ここで休憩とします。再開は 11 時とします。

< 休憩 >

○桝村議長

休憩前に引き続き議会を再開し、一般質問を行います。

3 番、岡本議員の質問を許します。

○岡本議員

3 番、岡本陽子でございます。

消防本部の方の制服に包まれた姿は立派で、皆さん憧れの的だと思うのですけれども、その陰では本当に大変な思いをされていることはいっぱいあるかと思っております。今回、平成 38 年度までの整備計画が出たということもありまして、今回消防需要に対応する人、物改革のあり方ということに関しまして、一般質問をさせていただきます。

我が国の消防は少子高齢化、自然災害の増加に加え、N B C 災害など、これまで経験したことのない大きな変化に対応しなければならない状況下にあります。

こうした複雑多様化する社会情勢の中で宗像消防本部が市民の安全安心を守る役割はさらに重要なものとなっております。

宗像地区消防本部、平成 29 年度から平成 38 年度の消防力整備計画においては、救急需要の大幅増加に伴う消防組織、消防力の強化、消防署所の整備が必要であるとの方針が示されております。新しく示された消防力整備計画に基づき、インフラ整備、さまざまな組織の縮小、統合が進むことに相反して、増大、拡大を迫られざるを得ない消防需要にどう対応し、改革していくのかをお伺いいたします。

(1) 消防署所の整備について、①宗像消防署（本署）、福間分署、大島分署の老朽化対策として、建て替えする方針が示されております。アセットマネジメント計画立案された上での方針でしょうか。

②建て替えの整備計画はいつごろ示されるのでしょうか。

③本署に関して、新建設地として適切だと考えられる場所はありますでしょうか。

(2) 消防水利の老朽化対策について、消防水利の現況において消火栓、防火水槽の老朽化対策が必要な数は、その対策は。

(3) 消防車両の老朽化とその整備について、現在車両で更新を急がなければならぬ車両台数と諸機能は。

(4) 消防署所職員の働き方改革について。

①宗像消防本部において、消防力の整備指針に基づく必要人員が充実していない理由は何か。現時点での消防力の人員基準に必要な人員の充足率は何%か。平成33年度までの整備指針（前期）に示された数値目標で、人員基準に必要な人員が充足するのでしょうか。

②消防車両の乗車人員が満たせる人員確保はできていますでしょうか。

③月の残業時間が80時間超える職員の数は、メディカルサポート体制は十分でしょうか。

④今回の機構改革によって福間分署の消防隊、救急隊の運用、救急隊の不足に関する課題は解決できるのでしょうか。

(5) 救急体制の強化について。

①救急救命士の教育指導体制の確立や標準的教育プログラム研修の参加、救急ワークステーション等の実施事業計画が示されております。患者の傷病や性格や症状の的確で迅速な判断と応急処置ができる救急救命士の育成のための時間はどれくらい必要でしょうか。その時間確保は可能でしょうか。

②救急業務について、救急車の出動件数は、救急自動車の適正不要等も含めて増加の一途をたどっているように思います。救急隊員と警防隊員等専従ではなく、兼務していることが多く、限られた救急の有資格者に救急の仕事と責任が、集中している現状があると思いますが、平成29年度から38年度整備計画の人員配置と教育システムでこうした課題は解決できるのでしょうか。以上答弁をよろしくお願ひいたします。

## ○梶村議長

谷井組合長。

## ○谷井組合長

質問が多岐にわたっておりますので、私の総論と言いますか、考え方を述べまして、具体的な質問につきましては消防長が、回答いたします。

議員ご説明のとおり管内人口の高齢化等によりまして、平成29年度の救急出動件数は6,385件で、ここ数年は、毎年約250件の大幅増加で推移をいたしております。

この救急事業の大幅増加によりまして、新たな救急車の導入、及び救急隊の増員を

平成 32 年度にいたしますが、今回策定した消防力整備計画に基づき、実施する予定の消防署所の整備、それから職員定数の増加、及び消防車両整備の充実に関しましては、救急需要の大幅増加に加えまして、大規模化、複雑多岐や多様化する火災及び災害への迅速かつ、適正な対応や、より効率的な消防体制を構築して、消防力を強化し、市民の生命財産を守る、そう整備をしていきたいと考えております。

○桃村議長

灘辺消防長。

○灘辺消防長

消防長の灘辺です。それでは一つずつお答えさせていただきます。

まずは 1 項目めの消防署所の整備についての①の庁舎整備についてのアセットマネジメント計画は現時点では作成していません。消防署所の整備につきましては、先ほどの础野議員のご質問に、組合長がお答えしたとおりでございますが、庁舎の長寿命化を含めた検討を行い、基本的な方針を決定していく予定でございます。

②の建てかえの整備計画につきましては、庁舎の建築経過年数や、各署所に配置される警備隊の運用方法、また、女性職員の配置などを視野に入れて、各庁舎に求められる機能を考えながら、増改築や建て替え及び整備時期などを今後ゼロから検討し、2 年から 3 年を目途に基本方針を決定する予定で進めていきたいと考えております。

③の消防署の新建設地に関しましては、宗像消防署は宗像市内。本年 4 月に設置される予定の福津消防署は、福津市内に設置しますが、それぞれの新建設地につきましては、宗像市福津市の中で最も適している場所をこれから検討していきたいと考えております。

続きまして、2 項目めの消防水利についてですが、消防に必要な消防水利は消防法により当該市町村がこれを設置し維持し、及び、管理するものと定められております。よって、当管内の消防水利は、宗像市及び福津市の両市が設置、維持管理を行っております。なお、消防本部は定期的に消防水利の機能保全調査を実施しております。

具体的な調査内容は、宗像市、福津市合わせて合計 2369 基の消防水利を 3 年かけて調査し、それを繰り返し実施しております。その調査において、消火栓や防火水槽に不備がある場合はその都度、両市に改修などを要望し、適切な維持管理に努めていただいております。

また、平成 26 年度から平成 28 年度までの 3 年間の調査結果では、防火水槽の水量の減少や、消火栓マンホールの取っ手の破損、及びバルブからの漏水など、6 基の消防水利に機能的な障害がありましたが、逐次改善され、現在は全て改修されております。

さらに、平成 29 年度につきましても、まだ調査の途中ではありますが、3 基の消防

水利に障害がありましたが、現在は全て改修されております。

次に 3 項目めの消防車両の更新につきましては、平成 27 年度に消防車両更新計画を見直し、これに従って消防車の更新を行っております。この、更新計画は、日本消防検定協会が示す消防用車両の安全基準に準則するものとして、消防車両の使用期限について定められており、総務省消防庁からもこの安全基準に従うよう達示されております。また、更新計画の見直しに際しましては、車両の使用部分の故障履歴についても十分に検討し、過去の使用実績修理実績を加味した上で、車両の種別や配置する署所によりそれぞれ車両の更新基準を決め、5 年から 22 年までの間で更新計画に従って行っております。なお、この更新計画につきましては、状況を踏まえて、必要により、随時見直すこととしており、先日の第 1 回全員協議会でご説明をいたしました消防力整備計画とリンクしておりますので、宗像市福津市の財政担当や関係部局と協議しながら進めていくこととしております。

続きまして、4 項目めの消防署職員の働き方改革についてお答えいたします。

①国の示す消防力整備指針は、地域の事情に即した適切な消防体制を整備することとされ、当消防本部の整備車両に対する算定人員は 175 人となっており、現在の人員は 133 人で充足率は 76% であり、平成 33 年度までに、救急隊の増員、短時間再任用職員の活用により職員数は 145 人になり、充足率は 83% に上がる見込みです。なお、不足分につきましては、消防隊と救急隊の乗りかえ運用などを行って現場活動に支障が出ないような、体制を維持しております。

②消防車両の乗車人員は、警備隊全体で警備人員をやりくりしながら乗車人員を確保しており、乗車人員不足により消防車両の運用ができないといったことは起きておりません。ただ、決して人員に余裕があるわけではありませんので、厳しい状況ではあります。

③残業時間については、平成 29 年中に 80 時間を超えた職員はいません。また、メディカルサポートにつきましては、福利厚生ケアとして、民間企業と年間契約を行い、職員支援プログラムの導入を行っております。そのほかにも必要に応じて産業医による個人面談も行っております。

④機構改革により福間分署の消防隊などに関する課題についてです。現在本署を除く救急隊は消防隊を兼務しています。例えば、福間分署救急隊が救急出動時に、福間分署管内で火災が発生した場合には、管轄外である他の署所から消防隊が出動しています。このように、消防隊や、救急隊の災害出動につきましては、所属署所に関係なく、災害現場に最も近い隊が自動的に選定され、出動しますので、機構改革後も現場到着時間のおくれが生じることはございません。また、平成 32 年に救急隊 1 隊が増隊となりますが、配置場所についても今後検討していくことになります。

最後に、5 項目めの救急体制の強化についてお答えいたします。

①救急救命士の育成についてですが、新しく救急救命士を養成する場合は、救急

隊員として 5 年、または 2000 時間以上にわたり、救急活動をしたものは、救急救命士の研修所に約 7 カ月間入校し、国家試験を受け、資格を取ることになります。また、救急救命士の再教育につきましては、当消防本部が所属しています、福岡地域救急業務メディカルコントロール協議会において、救急救命士の再教育実施要領が定められており、その中で再教育に必要な時間数は 2 年間で、128 時間以上となっております。再教育の内容は、病院実習と日常的な教育の組み合わせを実施しており、日常的な教育の中に、ご質問の標準的教育プログラム研修が含まれております。当消防本部の平成 27 年度と 28 年度の再教育の平均実績時間数は、病院実習が 116 時間で、日常的な教育が 111 時間の合計 227 時間となり、定められた時間数以上を実施しております。

次に、②の救急業務についてお答えいたします。

現在、救急隊に配置している職員は 44 人ですが、職員の 130 人が救急隊員の資格を持っていますので、定期的な人事異動などを行うことにより、特定の職員に仕事が集中しないよう職務負担の軽減を行っていくこととしております。また、教育システムにつきましても、先ほどご説明しました標準的教育プログラム研修や、救急ワークステーション制度を導入することにより課題は解決できるものと考えております。

#### ○桝村議長

岡本議員。

#### ○岡本議員

今お聞きしますと、消防署は非常に大きな機能があるにもかかわらず老朽化っていうのが非常に進んでいて、その対策が急がれるっていうことはよくわかりました。

先日示された機構改革におきましては、宗像消防署のほかに、宗像消防署福間分署を廃止して、福津消防署を設置するということで、今、消防長のほうから説明があったように、それぞれが宗像市には宗像消防署、福津市には福津消防署という形で置きますということだったのですけれども、この福津消防署の管轄範囲が非常に広くて福津市に加えて宗像市玄海 13 地域が今回加わったという状況になっております。

機構改革の状況から、まずは福津消防署の設置を急がれているのではないかということが想像できるのですが、昨年の監査委員からの意見書で地震によって倒壊のおそれはない。消防機能は確保できないっていうことだったのですけれども。それで、明確な整備計画が示されるまで、現在の福間分署の場所での業務が可能なのか。

現在、福間分署がある場所で建て替えを検討しているのかっていうことを、まずお聞きしたいということと、あと宗像消防署大島分遣所の建て替えの時期、本当に今から検討委員会が立ち上げられるっていうことなので、それから決まっていくのだと思うの

ですが、大体どれぐらい急がないといけないのかっていうこと、それから、建て替えるとなった場合のそれぞれの課題は何かということをお聞かせください。

○梶村議長

大隈次長。

○大隈次長

次長の大隈です。庁舎が老朽化しているけど、今まで大丈夫なのかという話ですが、先ほども回答の中でさせていただきましたが、耐震性不十分であります、建物自体が倒壊、崩壊することはないと言われております。ただしシャッターとか開口部がゆがんで開かなくなったりするという場合も考えられますが、今の建物で執務することに対しては十分対応できるのではないかと考えております。

○梶村議長

永島署長。

○永島署長

はい、署長の永島でございます。

先ほどご質問にありましたとおり、福間分署で業務が可能かどうかという話につきましては、先だっての、全員協議会のときにも、話しましとおり 1 月に救急件数が非常にのびておりましたけども、今月、若干落ちついてきました。今のところ近々につきましては、救急隊が非常に厳しい状況で運用しておりますけども、平成 29 年 4 月から消防隊の 1 隊を今、救急隊と交代で今 5 隊編成で臨時にやっておりますので、先ほど消防長がご説明しましたように全職員挙げてやりくりしております。

それで資格等につきましては、ほぼ職員私も含めてなんですが、救急隊の資格ももつておりますので、業務負担にならないようにやっていると、今後 4 月になりますと、その後いろいろ検討事項が建物含めてですね、必要になってくるというふうには考えております。現状のところは大丈夫というふうに考えております。

○梶村議長

岡本議員。

○岡本議員

建て替える事が決まったときの、それぞれの課題は。

○梶村議長

大隈次長。

○大隈次長

はい。建て替える場合の課題なのですが、まず先ほどから出ておりますように、やっぱり敷地が狭いということがあります。それで最適な場所で、どれぐらいの敷地が必要なのかをまず検討する必要があるのではないかと考えております。

それから職員数の増化ですね。それから、今後増えてまいります女性消防職員を各署所に配置できるような設備の充実等も必要になりますので、その辺を検討委員会の中で十分議論をして方向性を出していきたいと考えております。以上です。

○梶村議長

岡本委員。

○岡本議員

本当に検討委員会が今からということなので、なかなか具体的なことは質問としてお聞きすることはしにくいのですけれども、それでもなおかつちょっとお聞きしたいと思うのですが、建て替えの理由として単純に一言で言えば、人口増加への対応、耐震化、女性のブースの確保、老朽化対策が主な理由と言われたよう思うのですけれども、これだけでは、建て替えをするという説得力に欠くのではないかなど私は思っております。

現存する建物の外郭だけではなくて、内部の設備の老朽化率であるとか、施設稼働率であるとか、定員充足率、ランニングコスト等の綿密な設計のもと、新しく建設する各署所の規模は決めていかないといけないということを申し上げておきたいと思います。

こういう視点を入れて検討委員会は開いていただきたいなというこれは要望です。

今から具体的な計画立案をされると思うのですけれども、宗像市、福津市の両市から財源投入されるわけですが、財源はどれぐらいを見越しておられるのか、国の交付金はどれぐらい投入されるのかをお聞きします。

○梶村議長

牧消防総務課長。

○牧消防総務課長

消防総務課長の牧です。先ほどの質問で概算額というところになるかと思いますけども、あくまでもこれ概算でございますけども、近隣の消防本部、以前筑紫野太宰府消防本部に議員視察ということで行かしていただきましたけども、あちらの庁舎が耐震強化もしておりますけども、ざっくり全て入れて 20 億ということで言われておりました。それから国の補助金等ということでしたけども、現時点で建て替えに関する国補助

金等また交付税の措置等はございません。以上です。

○桃村議長

岡本議員。

○岡本議員

組合長にお聞きしたいのですけれども、宗像市は人口微増、福津市は人口の大幅な増加によって、今のところ財政安定はしていると思うのですけれども、しかしながら、いずれはこうした状況が変化するというのも十分考えられます。なぜなら 2025 年には 5 人に 1 人が 75 歳という時代を迎えて、社会保障費の増大が見込まれるということがあります。財政を考える上で見逃せない課題で、これは福津市・宗像市両市ともに共通の課題だと言えると思います。財政が安定している間に、行財政改革の観点から何が最も必要な設備なのかを判断し、縮小、圧縮を見越していくことが必要と考えております。

宗像市、福津市の広域連携で互いの負担金で成り立っている事務組合の状況においても、こうした社会の変化は無関係ではないように思いますし、行財政改革の視点は忘れてはならないと思っております。当然両市の負担金の変化も見越しておかなければならぬと思っております。特に、新しい建物を造るときには綿密な計画が必要だと考えております。消防署建て替えに当たって、ただ単に耐震化や女性対応だけで、建て替えに踏み切って良いのか、そこに検討委員会立ち上げる前にアセットマネジメントも必要性はないのかについてどう考えておられるか組合長のお考えをお聞かせください。

○桃村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

岡本議員がおっしゃるとおりでございます。やっぱり財源の問題が一つ大きな課題になると思います。その財源の問題と市民の安全安心、財産を守っていくというこの二つをどういうふうにマッチングするかということです。ですから、この検討委員会あるいは整備計画、こういったものを精査する中でそういったことを含めた、総合的な考え方と当然ですけれども両市ですね。組合だけだという両市のそういった考え方を入れた、それをどういうふうに委員会の中で反映していくか。そういうこともいるわけですね。

ですから先ほどちょっと消防長が申し上げましたように、ただ単に改築や移転を前提にするということでなくて長寿命化です。今の施設をどういうふうに使えるかと。問題はやはり耐震の問題、機能の問題、これも大事でございますので、そういったことを検討する中で長寿命化そして財源の問題、そして先ほど申し上げました市民のニーズにこたえられるか。いうことになろうと、そういうことで財源の問題言われましたけど、

これはもうさっき言ったように一番大事な問題のです。そういう意味では慎重に検討していく必要があるのかなと思います。

○梶村議長

岡本議員。

○岡本議員

財源の問題と本当に市民の安心安全、こういうものをリンクさせるというのは非常に難しい問題だとは思うのですけれども、やはり今財源の部分では重要な時期を迎えておりまので、そこは十分に検討していただきたいと思っております。

次に、副組合長にもお聞きしたいと思っております。副組合長にとっては特に福津消防署この福間分署の建て替えというものは重要な案件であると考えております。副組合長の市長マニフェストを十分に見させていただきました。重要施策の中に具体的に消防学校跡地の整備について述べられておりまし、福津の議会の中でも何回もこれは議論に話題として上ったと聞いております。マニフェストにもうたわれているわけですから、当然有効活用を実現しなければならないと思われていると思うのですが、消防学校跡地を福津消防署設置場所の候補として挙げられているのかどうかを聞かせください。

○梶村議長

原崎副組合長。

○原崎副組合長

はい。お答えいたします。碓野議員の本日の一般質問でも関係すると思いますが、県消防学校跡地につきましてはですね、ご質問のとおり福津市議会におきまして、6月、9月、12月とご質問を受けておりますし、私の選挙時の公約でも掲げさせていただいておりますところは間違いないことです。

この福津市議会でもお答えしておりますように、この消防学校跡地につきましては、直接的には福岡県は財産活用課になります。また碓野議員の質問にありましたように、6月の県議会におきまして県知事が県の活用を今、考えている段階であると。そして、その活用の見込みというか、これがなかなか定まらない場合につきましては、その地元自治体、つまり福津市に協議相談を持ちかけるということで、これまで何度も県のほうとは協議させていただいているところです。

現段階では確実に県としての活用を考えているという段階になっておりますので、私の福津市といたしましては十分情報を取りながら、その現状を見守っているという段階です。それからその県の消防学校跡地がこの宗像消防署の活用として考えられているかということありますけども、これは碓野議員の質問にも組合長の答えにも重複いた

しますけども、今後の検討委員会の中で、本当にこの福津市は人口が急増しておりますけども、この宗像地区のエリアで考えた場合その適正な位置等も考慮する必要がありまし、その財源等のことともございますけども、この検討委員会の中で考慮し考えていくべき問題だと私は思っております。

○**桝村議長**

岡本議員。

○**岡本議員**

今のご答弁ですと、いろいろな活用は考えてはいるけれども、消防署もその中の一つには入っているのだよということで解釈してよろしいですか。

○**桝村議長**

原崎副組合長。

○**原崎副組合長**

これは事務組合の中でも話題になる問題であります。この消防学校跡地、確かにここは県の公有地でありますし、それなりの敷地も確保されておりますが、この宗像市と福津市で成り立っておりますこの消防である中で、この位置的にはもう古賀市との市境に近いところに位置するこの場所であります。その宗像として一体として考える場合にこの位置が適切な場所であるかということは十分考慮する必要がありますし、その福間分署としての候補地ということになりましたら、また考えが違って参りますけども、今のご質問は福間分署の候補地としてですね。これもですね、事務組合で持っているこの消防本部の事業といいますか運営でありますので、その福津市だけで考えることではないですし、福間本署としての候補地として考えているかということ今ご質問でありますけども、ここは積極的に、考えるべきであるということではございませんし、あくまでもこの事務組合の中で、協議して考えていくべき問題だと、そのように思っています。

○**桝村議長**

岡本議員。

○**岡本議員**

砲野議員の質問と重複するかもしれません、具体的な土地購入っていうことに関しましても、事務組合での検討も必要になってくるかなということで解釈してよろしいでしょうか。これは組合長が、お答えになることですか。

○槻村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

先ほども総論的な話をしたところですが。検討委員会の中で、碓野議員の時にお答えしましたが、消防学校の跡地の問題もその検討会の中で、一つの候補地として検討はされるのではないか、ということで今、断定することは出来ませんので、いろんな角度から、もし建て替えるのであれば、この場所の問題は大きな問題になると思います。ですからそういう面では検討委員会で慎重にやっていく必要があると思っています。

○槻村議長

岡本議員。

○岡本議員。

では最後に、消防署職員の働き方改革についての質問をさせていただきます。

最近学校とか官公庁などの公的機関、これまで住民サービスのためには無理な働き方も当たり前とされていた働き方をしていた場所の改革がどんどん進み始めております。

消防署でも同様に、働き方改革が必要な部分であると思い質問しております。

今回の整備計画の中には人が足りないと感じさせる文章がありとあらゆるところに見える状況であります。例えば施設体系 1 の中には、職員の増強を最小限にした組織でも増大する消防需要に対応できるよう、との一文が入っております。

解釈すれば、本当に 1 人の力を増すことで、職員力を増すことで、その増大する消防需要に対応できるように、していかなければならぬのではないかというふうに、と私は解釈したのですけれども、充足率のことが、先ほど述べられました、平成 33 年 145 名までに、消防署員を増やして、そして、充足率が 80%になりますよというご説明があったと思うのですが、これはやはり運用に支障がないという充足率なのかどうなのか。100%にしたほうがいいのかどうなかつていうこと。聞かせください。

○槻村議長

牧消防総務課長。

○牧消防総務課長

今の充足率で十分なのかという質問と思いますけども、確かにですね 100%にこしたことではないと思っておりますけども、財政的な面とかいろんな面がありますので、現在の 76%から 32 年の 83%というところで、あとは、短時間再任用の活用など、他のいろんな手段を使って、また、業務のスリム化など、改善などを行いながら不足分は対応し

ていきたいというふうに考えております。以上です。

○桝村議長

岡本議員。

○岡本議員

職員のやる気を引き出させる適正な人事ローテーションを行うということが整備計画に出ておりまして、ローテーションは3回ですかね。それを2回にするというような、お話が整備計画のほうに出ていたのですが、これはそうすることで、何が変わらなかつていうことを聞かせください。

○桝村議長

永島署長。

○永島署長

署長の永島です。2部制 3部制というふうに私どもの交代制職員を言っているのですが、平成25年までは3部制を実施しておりました。機構行革も含めて、2部制に戻したという経緯がありまして、その中で、一部、一昨年から大島分遣所を、再任用の方もいらっしゃった関係で、3部制にしております。共同運用を福岡市さんとやっていますが、福岡市の通信指令室が3部制をやっておりますので、それも含めながら、今後、2部制、3部制の検討を加えたいと思います。2部制と3部制の違いはですね、職員の拘束時間が3部制の場合は短いことがありますので、業務等を検討しながら、今後考えていきたいと思います。以上です。

○桝村議長

岡本議員。

○岡本議員

救急救命士の再教育というところでも質問をさせていただきたいと思います。この再教育に関しては、病院との連携も必要であるということだったのですけれども、この病院はどこと連携をされている状況なのでしょうか。

○桝村議長

花田救急課長。

○花田救急課長

救急課長の花田でございます。病院実習につきましては、就業前病院実習というのと、再教育中の病院実習がございまして、これらは宗像水光会病院、また、気管挿管実習というものがございまして、こちらは福岡和白病院で行っております。

○桝村議長

岡本議員。

○岡本議員

この関係する病院との連携というのは、今後まだまだ増やしていく必要があると考えておられる状況でしょうか。

○桝村議長

花田救急課長。

○花田救急課長

関係機関と病院との連携につきましては、宗像市水光会総合病院が、今後、宗像地区の災害拠点病院に移行していくことで、当消防本部におきましても、救急ワークステーションを計画しておりますので、救急ワークステーションとして病院実習を行いつつ、必要であれば、ドクターに同乗していただいて、救急救命士のみならず救急隊も、実習をさせていただければと考えております。

○桝村議長

岡本議員。

○岡本議員

最後に、また大きな人不足の抜本的なところをお聞きしますが、恒久的に人が不足しているっていう状況があるのじゃないかなと思うのですが、その理由っていうのは何なのでしょうか。

○桝村議長

永島署長。

○永島署長

署長の永島でございます。恒久的と申しますか、確かに充足率は基準としまして100%にも持っていくというのが通常考えられることでございますけども、なかなか職員増につきましては、当然過去の経緯もございまして、以前でしたら、例えば住民

1,000 人に 1 人とかですね、そういう話で過去もずっと増強をしてきて増員もしてきました。その中で、近隣の消防本部、同程度の規模等々ございますので、そういう所の実情も踏まえながら、現状の職員でやりくりしております。

特に、近隣の本部につきまして、今共同運用をやっております、筑紫野大宰府、糟屋南部、春日大野城ともですね、ほぼ充足率は達しておりませんし、非常に厳しい状況でやりくりしながら、先ほど岡本議員さんがご心配してありました財政等も考えながら、やっております。先ほどから言っております救急隊は、うちは逆に先進的で、乗り換え運用もやっております。総合的な運営でここを何とかやっていきたいと思います。働き方改革も言っておりましたので、職員の年休のことも、ぜひ、前年度よりも少しでも多くというふうな推進をしておりますので、そのあたりご理解していただければというふうに思っております。

#### ○桝村議長

岡本議員。

#### ○岡本委員

最後の質問になります。共同運用が去年の 11 月から始まっておりますが、職員の教育働き方に関して、共同運用によって改善できている部分、そして宗像消防本部独自でこの働き方に関して努力していかなければならない部分がどこなのかということを、お聞かせください。

#### ○桝村議長

牧消防総務課長。

#### ○牧消防総務課長

職員の働き方改革ですけども、やはり消防ということで、24 時間勤務で泊の勤務が大半を占めております。そういう中で、最低の警備力を確保するというところで突発的に、例えば午前中、家庭の事情で休むといったところがなかなか休みにくい部分がありますけども、その辺、今後は、警備のそういった職員にもですね、少しでも家庭との両立ができるように、整備等を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

#### ○桝村議長

岡本議員。

#### ○岡本議員

ありがとうございました。本当に大変な中で頑張っていらっしゃるのだな、というこ

とは重々解っております。これから、大変な中で頑張っていらっしゃる消防本部の方たちに応援のエールを送りながら私も議員活動を進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いします。以上で一般質問を終わります。

### ○桙村議長

以上で3番、岡本議員の質問を終了します。

日程第5項第1号議案「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

### ○花田事務局長

それでは議案書の第1号議案について説明をいたします。

議案書の右下に議案番号を付しておりますので、以下の議案説明の際もそちらのほうをご覧いただきたいと思います。

第1号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について 地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成30年3月31日限り福岡県市町村職員退職手当組合から豊前広域環境施設組合を脱退させるとともに、平成30年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。平成30年2月20日提出。

宗像地区事務組合組合長 谷井 博美 提案理由 平成30年3月31日限り、豊前広域環境施設組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。右の欄、中段から少し下の築上郡のうち、豊前広域環境施設組合において構成団体であるみやこ町が、平成30年3月31日をもって当該組合を脱退することに伴い、残りの構成団体が豊前市のみとなるため、これを解散し退職手当組合を脱退するものでございます。

次のページの新旧対照表につきましても同様の理由によりまして、右の欄、下の段の第5区のうち、豊前広域環境施設組合の脱退に伴い削除するものでございます。

なお、本規約の施行は平成30年4月1日を予定しております。以上で第1号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○桙村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○樋村議長

ないようです。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

## ○樋村議長

討論を終結いたします。これより、第1号議案について採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○樋村議長

全員賛成であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 第2号議案 宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

それでは、議案書の2ページ、第2号議案について説明をいたします。

第2号議案 宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。平成30年2月20日 宗像地区事務組合組合長 谷井 博美 提案理由 平成29年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告による一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等の一部改正等を受け、本組合においても、職員の給料及び期末手当並びに勤勉手当等を改正するため、宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

改正の内容につきましては別に配付しております資料をご覧いただきたいと思います。まず、人事院勧告に係る改正点について説明をいたします。

上段の①でございます。若年層を中心に、給与の額は平均0.2%引き上げられております。

次に②、賞与についてでございます。勤勉手当が一般職員では100分の170から100分の180。年0.1月分でございます。再任用職員につきましては、100分の80から100分の85を年0.05月分の引き上げとなりました。これらの改正は平成29年4月1日に遡及して適用をいたします。

次に表の下の段でございますが、勤務時間1時間当たりの給与額の算出方法を変更するものでございます。年間の総労働時間数を計算する際に、従来まで含まれておりました休日の数を除くこととしております。これによりまして1時間当たりの給与額、すな

わち時間外勤務の際の時間単位が引き上げられるということになります。なお、この改正は平成 30 年 4 月 1 日から施行いたします。以上で、第 2 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようです。これをもちまして質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようです討論を終結します。これより、第 2 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 2 号議案は原案のとおり可決されました。日程第 7、第 3 号議案宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の 3 ページ、第 3 号議案について説明をいたします。

第 3 号議案 宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 上記の条例案を次のとおり提出する。平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合組合長 谷井 博美 提案理由 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 14 号）等が施行されたことに伴い、宗像地区事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、条例案を提出するものでございます。

今回の改正の概要につきましては、保育所などで保育を希望しているが、保育が実施されない場合における非常勤職員の育児休業を、現行の 1 歳 6 カ月から 2 歳まで延長するものでございます。3-3 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

左の欄が改正案でございます。第 2 条の改正におきまして、非常勤職員の育児休業期間を 2 年まで延長することとしています。

次のページ、下の段をご覧いただきたいと思います。第 2 条の 4 を新たに定めております。これは、育児休業期間を 2 年まで延長することができる条件を定めております。

具体的には子が 1 歳 6 ヶ月に達した時点で、育児休業している場合であって、保育を希望しているが、保育が実施されない場合などに 2 年間の育児休業を認めることとしております。その他、以降の改正の内容につきましては、職員及び非常勤職員を対象に保育の実施がなされない場合における育児休業の再取得及び再延長並びに育児短時間勤務の再取得を認めるものとしております。なお、本条例の施行は平成 30 年 4 月 1 日を施行予定しております。以上で第 3 号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○樋村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようです。これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようです討論を終結します。これより第 3 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○樋村議長

全員賛成であります。よって、第 3 号議案は原案のとおり、可決されました。

日程第 8 第 4 号議案 宗像地区事務組合個人情報保護条例及び宗像地区事務組合情報公開条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

議案書の4ページ第4号議案について説明をいたします。

第4号議案 宗像地区事務組合個人情報保護条例及び宗像地区事務組合情報公開条例の一部を改正する条例について、上記の条例案を次のとおり提出する。平成30年2月20日 宗像地区事務組合組合長 谷井博美 提案理由 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）が施行されたことに伴い、宗像地区事務組合個人情報保護条例及び宗像地区事務組合情報公開条例の一部を改正する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

今回の改正の概要は、法律の改正に伴い、個人情報の定義を明確にするもので、個人情報の取り扱いなど、運用方法に変更はございません。

4-3ページ、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。個人情報保護条例の改正内容で左の欄が改正案になります。

第2条第2号では個人情報の定義を改正しております。

（ア）では、個人情報のうち、その他の記述として電磁的記録を定義しております。具体的な例といたしまして、コンピューターで処理可能なデジタルデータ・ビデオテープやカセットテープなどのアナログデータ。CD-ROM、USBメモリーなどのコンピューター用のメディア、キャッシングカードの磁気部分などが挙げられております。

（イ）では、個人情報として個人識別符号を定義しております。具体的な例といたしまして、指紋データやは顔認識データ、光彩、声紋、DNAのような個人の身体的特徴を変換した文字、番号、記号などでございます。パスポート番号、運転免許証番号、住民票コード、基礎年金番号、保険証番号、マイナンバー、クレジットカードの番号のような個人に割り振られた文字、番号、記号などが挙げられております。

次に新たな定義といたしまして第4号に「要配慮個人情報」を追加しております。これは取り扱いに特に配慮を要する個人情報として定められたものであります。具体的な例といたしましては本人の種族、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴、犯罪により被害を被った事実などが挙げられます。

次のページ、4-4、ご覧いただきたいと思います。

先ほどの「要配慮個人情報」は、第7条第3項の規定によりまして、組合長や議会での収集は原則として禁じられております。

次に、4-7ページ。情報公開条例の改正につきましては、法改正に伴う用語の整理となっております。なお本条例の施行は平成30年4月1日を予定しております。

以上で第4号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○桝村議長

ないようです。これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

(なしの声)

○桝村議長

ないようです。討論を終結いたします。これより、第4号議案について採決を行います。本案は原案のとおり、決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桝村議長

全員賛成であります。よって、第4号議案は原案のとおり、可決されました。  
ここで休憩とします。再開は午後1時とします。

< 休憩 >

○桝村議長

休憩前に引き続き議会を再開し、会議を開きます。

日程第9、第5号議案宗像地区事務組合自治会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求める花田事務局長。

○花田事務局長

説明いたします。議案書の5ページ、第5号議案について説明をいたします。

第5号議案 宗像地区事務組合自治会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、上記の条例案を次のとおり提出する。平成30年2月20日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 提案理由 宗像自治会館を廃止することに伴い、宗像地区事務組合自治会館の設置及び管理に関する条例を廃止する必要が生じたので、条例案を提出するものでございます。

宗像自治会館は、昭和60年4月に、宗像町外4カ町財産組合の事務所として開設され、現在は貸し館業務のみを行うほか、平成22年4月1日から福岡県宗像児童相談所の事務所として使用しております。このたび、児童相談所の事務所が新たに整備されることに伴い、平成31年3月31日をもって自治会館から退去することになったため、

本施設を同年4月1日に廃止する条例を提案することといたしました。

なお、現時点では、宗像市、福津市、それぞれ単独で施設を利用する計画はないとのことから、施設廃止後の土地及び建物の利活用については、売却も含めて協議を進めていく予定でございます。以上で第5号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**桝村議長**

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。6番、井上議員。

○**井上議員**

31年3月31日に退去ということでございました宗像児童相談所、それまでの間は使われると思いますが、貸し館業務については、いつまでされるのですかね。

○**桝村議長**

花田事務局長。

○**花田事務局長**

3月31日まで行います。従来どおりです。

○**桝村議長**

他にございませんか。

(なしの声)

○**桝村議長**

ないようですので質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○**桝村議長**

討論を終結します。これより、第5号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○**桝村議長**

全員賛成であります。よって第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10、第6号議案、宗像地区事務組合福津消防署の設置に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

#### ○花田事務局長

議案書の6ページ、第6号議案について説明をいたします。

第6号議案「宗像地区事務組合福津消防署の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。平成30年2月20日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 提案理由 宗像消防署福間分署を廃止し、新たに福津消防署を設置することに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じたので条例案を提出するものでございます。本議案では、福津消防署の設置に伴いまして4件の関係条例を改正しております。なお、本条例の施行は平成30年4月1日を予定しております。詳細につきましては、灘辺消防長のほうに説明をお願いいたします。

#### ○桃村議長

灘辺消防長。

#### ○灘辺消防長

それではよろしくお願ひいたします。先日「第1回全員協議会」でご説明させていただいたいように、福津市の開発による人口増加などに伴い、消防の防災体制を強化するために福間分署を福津消防署に機構改革するための条例です。

それでは、6-3ページをご覧ください。新旧対照表をもとにご説明いたします。

第1条の宗像地区事務組合消防本部及び消防署の設置条例についてです。現行は宗像消防署だけですが、改正案では福津消防署を追加し宗像消防署の管轄区域は宗像市（池田、江口、以下省きました及び吉田を除く）といたします。また、福津消防署の管轄区域は福津市と宗像市は先ほどご説明しました宗像消防署の括弧内の管轄区域に限るとしていますが、火災や救急などの災害出動はこれまでどおり、先ほど説明したとおり災害現場に最も近くにいる消防車や救急車が自動的に選ばれて出動しますので、全く変わりはありません。

次に、6-4ページをご覧ください。

第2条の宗像地区事務組合一般職の職員の給与に関する条例についてです。

改正案の管理職員特別勤務手当の第17条の2、第3項第1号では、当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務に当たっては、その額に100分の150を乗じて得た額としています。なお、規則で定める勤務とは6時間以上超える休日等の勤務であり、近隣の消防本部などに準じて改正するものです。

次に、6-5ページをご覧ください。

福津消防署への変更に伴い分署長などの文言の整理を行ったものです。

次に、6の6ページをご覧ください。

第3条の宗像地区事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例についてです。こちらも福津消防署への変更に伴う文言の整理を行ったものです。

次に、6-7ページをご覧ください。

第4条の宗像地区事務組合火災予防条例です。こちらも福津消防署への変更に伴うもので、7ページから15ページまでは現行の消防長に消防署長を追加したものであり、15ページの第47条第2項は引用先を整理したものです。以上で第6号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

### ○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、14番、永島議員。

### ○永島議員

ちょっと教えていただきたいのですが、宗像消防署と福津消防署に分かれるということなのですが、福津消防署の方に旧玄海町がほとんど入っているのですが、面積的に宗像消防署と福津消防署と大きさがどれくらい違うのか、もしわかつたら教えてください。

### ○桝村議長

牧消防総務課長。

### ○牧消防総務課長

消防総務課長の牧です。管轄面積の比較ということで質問されたかと思います。すいませんが今手元にちょっと資料がございませんで、具体的に、福津消防署と宗像消防署の予定される管轄区域はちょっと今、ございませんので、もしよろしければ後ほど準備してお答えさせていただきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

### ○桝村議長

13番、石松議員。

### ○石松議員

私は中身については質問をすることないのですが、文言について新旧対照表の中で、6-5のところの3級と4級のところが小隊長または副小隊長の職務と、4級が隊長または副小隊長の職務という、言葉だけ見るとその副小隊長という二つありますね、これ旧のほうでも同じで副隊長という二つあるのですが、これは何か上手にその文言だけでわかるような形の分ができないのかっていうことが1つとですね。

それと 6 の 12 ですか、これは下のほうの 42 条の 2 のところ、アンダーラインの線が間違っているのですけど、消防長または消防署長っていう、または消防署長のとこだけが下線が引かれるべきだろうと思うのですけれども。

それと 6 の 15 ですか、47 条の 2 項の 2 行目、第 31 条の 4 項、第第 2 項 1 号と第第が二つもありますから、第は一つでいいですね。以上ちょっとこれはミステイクもあるかと思いますがお願いいいたします。

#### ○梶村議長

牧消防総務課長。

#### ○牧消防総務課長

消防総務課長の牧です。

まず給与条例のほうですけども、3 級職の副小隊長に関しては警備のほうの休みの関係で、救急隊、消防隊それぞれ一つの隊をそれぞれ小隊ということで運用しておりますけども、その中で休みの関係がございまして、副小隊長制をとっておりますので例規としてはこういった書きぶりになってくるというふうに考えております。

それから、火災予防条例の 42 条の分で、消防長の追加というところですけども、これは 42 条の 2 で、そのあと 2 項、3 項の関係がございまして、2 項、3 項は消防署長追加というふうな改正しております。1 項のほうは改正部分の例規の改正のやり方というところで、追加という改めの仕方ができなかつた関係で、消防長を消防長又は消防署長に改めるというふうな改正の仕方をしておりますのでその関係でこういったアンダーラインの仕方になっております。以上です。

#### ○梶村議長

続けてどうぞ。

#### ○牧消防総務課長

旧条例の 3 級と 4 級それぞれに副小隊長がございますけども 4 級の副小隊長これ小隊長もですけれども、その前の特に高度の知識または経験を必要とする副小隊長というところで同じ副小隊長でも 3 級職 4 級職というところで、職務分けて充てておりますのでこういった分類の仕方になっております。

#### ○梶村議長

石松議員。

#### ○石松議員

恐らく消防の世界ではそうなのだろうと思うのですけども、一般社会で見たときには Aっていう一つの用語、役職というか、それが一つ全て話すのだって 3 級 4 級が同じ A ということであれば、一般の方はわからないですよね。これも旧のところも同じようなこと言えるので、消防の世界のルールで多分なっているのでしょうかけれども、それは今後のこともあるので少し検討されたらどうかというふうに、これは要望しとります。

それと最後の 6 の 15 号はこれミステイクですよね。それはおっしゃいましたか。第第、第が二つありますので、これミスだと思いますけども。以上です。

#### ○桝村議長

他にございますか。

(なしの声)

#### ○桝村議長

ないようですので、これをもちまして質疑を終結します。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

#### ○桝村議長

ないようです。討論を終結します。これより、第 6 号議案について採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

#### ○桝村議長

全員賛成であります。よって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、第 7 号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

#### ○花田事務局長

はい。それでは議案書の 7 ページ、第 7 号議案について説明をいたします。

第 7 号議案「宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する条例について」上記の条例案を次のとおり提出する。平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 提案理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）の一部が改正されたことに伴い宗像地区事務組合手数料条例の一部を改正する必要が生じ

たので条例案を提出するものでございます。地方公共団体の手数料の標準に関する政令と言いますのは、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務の標準手数料額を定めるものでございますが、3年に1度の手数料額の見直しが実施されたことから、本組合の手数料のうち危険物の貯蔵タンクの設置許可などに関する事務手数料を、政令に合わせて増額改正をするものでございます。改正の金額は直近の人員費単価、及び消費者物価指数の変動を反映したものでございます。改正内容は新旧対照表をごらんいただきたいと思います。なお、本条例の施行は平成30年4月1日の予定をしております。以上で第7号議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようですのでこれをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

ないようです討論を終結します。これより、第7号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12、第8号議案「平成29年度宗像地区事務組合一般会計補正予算第3号について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

それでは、説明をいたします。議案書の8ページ、第8号議案について説明をいたします。

第8号議案「平成29年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）について」平成29年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。

次のページをご覧いただきたいと思います。歳入歳出予算の補正でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 930 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 1,611 万 8,000 円とするものでございます。あわせて地方債の補正を計上しております。

3 ページをお願いいたします。第 2 表地方債補正でございます。7 件の起債につきまして、契約額の確定に伴いまして合計 930 万円を減額するものでございます。中段の指揮車更新事業の起債につきましては、金額の変更のほか当初の一般単独事業債に比べて有利な借入となります防災対策事業債にメニューを変更するものでございます。

次に、事項別明細書に沿って説明をいたします。

歳入につきまして、9 ページ、10 ページをお願いいたします。

7 款組合債 1 項組合債 1 目 1 節消防債につきましては、補正前の額 4 億 3,480 万円から 930 万円を減額いたしまして、4 億 2,550 万円とするものでございます。減額の理由は先ほど説明したとおりでございます。次に、歳出の主なものでございます。

11 ページ、12 ページをお願いいたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費につきましては、補正前の額 3,699 万 7,000 円に対しまして 147 万 4,000 円を減額し、3,552 万 3,000 円とするものでございます。今回の給与改正に伴いまして職員給を 6,000 円、期末勤勉手当を 2 万円増額するほか、システム使用料の執行残 150 万円の減額を行います。

3 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費は、補正前の額 2,897 万 3,000 円に対しまして 1 万 2,000 円を増額いたしまして、2,898 万 5,000 円とするものでございます。給与改定に伴いまして職員給を 3,000 円、勤勉手当を 9,000 円増額しております。

3 款衛生費 2 項清掃費 1 目し尿処理場費につきましては、補正前の額 1 億 3,591 万円に対しまして 180 万 9,000 円を減額いたしまして、1 億 3,410 万 1,000 円とするものでございます。職員給を 3,000 円、勤勉手当を 9,000 円増額したほか、15 節工事請負費の執行残 182 万 1,000 円を減額しております。

次に 4 款消防費 1 項消防費 1 目常備消防費につきましては補正前の額 17 億 6,872 万 4,000 円に対しまして、88 万 7,000 円を減額し、17 億 6,783 万 7,000 円とするものでございます。

13 ページ、14 ページをご覧いただきたいと思います。

上段、職員人件費のうち、給与につきましては給与改定に伴う増額のほか、中途退職や育児休業の取得に伴う減額を行いまして、差し引き 490 万 5,000 円を減額しております。職員手当は給与改定に伴う勤勉手当の増額や、災害派遣に伴う時間外勤務手当の増額、その他執行残の整理による減額などを行いまして、差し引き 286 万 1,000 円を増額しております。詳細につきましては 17 ページ 18 ページの給与費明細書をご参照いただきたいと思います。

13、14 ページの下の段をご覧いただきたいと思います。

3 職員人事管理費につきましては、平成 30 年度新規採用予定者を 4 人増員の計 8 人としたことから、制服、作業服など消耗品購入費用 77 万円を増額しております。

15 ページ 16 ページの中断をご覧いただきたいと思います。

11 消防車両維持管理事業費につきましては、ポンプ車 2 台、指揮車 1 台、調査車 1 台、計 4 台の契約額の確定に伴い、執行残 457 万 8,000 円を減額しております。

12 通信機器整備事業費では、防災行政無線再整備事業費の確定に伴いまして、福岡県への負担金を 276 万円減額しております。

6 款予備費 1 項 1 目予備費につきましては、補正前の額 4,240 万 8,000 円に対しまして 514 万 2,000 円を減額し、3,726 万 6,000 円としております。

以上、第 8 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合一般会計補正予算（第 3 号）」の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（なしの声）

#### ○桝村議長

ないようです。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

（なしの声）

#### ○桝村議長

討論を終結します。これより、第 8 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（全員起立）

#### ○桝村議長

全員賛成であります。よって第 8 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 13、第 9 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業会計特区事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

第9号議案について説明をいたします。

第9号議案「平成29年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について」平成29年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成30年2月20日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。補正予算書をお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正、第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、2,566万7,000円を減額いたしまして、総額を6,622万9,000円とするものでございます。

第2条は債務負担行為を計上するものでございます。それでは補正予算書の内容につきまして説明をいたします。

2ページをご覧いただきたいと思います。第2表 北九州市への水道事業包括業務委託費につきまして債務負担行為を計上するものでございます。限度額1,998万円、期間は平成29年度から平成30年度までと申しております。平成30年4月1日からの業務委託のために、今年度中に契約を行うものでございます。補正の内容につきまして事項別明細書に沿って説明をいたします。

7ページ8ページお願ひいたします。

歳入4款繰入金 1項1目1節宗像市繰入金でございますが、補正前の額2,925万1,000円に123万3,000円を増額補正いたしまして、3,048万4,000円とするものでございます。内容は、事業費の減額に伴う財源内訳の変更によりまして、宗像市繰入金を増額補正するものでございます。

7款 組合費 1項1目1節 大島簡易水道事業債でございますが、補正前の額5,000万円を2,690万円減額補正いたしまして2,310万円とするものでございます。内容は事業費の減額に伴いまして起債借入額を減額するものでございます。

次に歳出の説明でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

1款総務費 1項1目13節委託料でございます。次亜塩素酸ナトリウム注入の予備ポンプを購入するために原材料費を18万6,000円増額するものでございます。包括委託業務として北九州市に委託している事業でございます。

2款事業費 1項1目13節 委託料でございます。事業量の減少によりまして測量設計委託を減額するもので、補正前の額501万6,000円を161万4,000円減額補正いたしまして340万2,000円とするものでございます。15節工事請負費でございますが、事業量の減少などにより、設備更新工事費を減額するもので、補正前の額4,503万4,000円を2,423万9,000円減額補正いたしまして、2,079万5,000円とするものでございます。以上で、大島簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろし

くお願いいたします。

○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。11番、末吉議員。

○末吉議員

10ページの工事請負費が補正前は4,503万4,000円、今回2,423万9,000円の減額をされているわけですね。これ50%以上の減額になるのですが、当初設備更新工事の計画そのものが、どういう計画があって今回必要ではなくなったのか。そもそも当初の計画は過大だったのか。その辺の実際、更新工事をしようとしたときに、実はそんなに必要ないということがわかったのか。何らかの説明をしてもらわないと、約50%以上の補正やっているわけですから、その説明をきちんとしてほしいのですが。

○桝村議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

今のご質問に対応してお答えいたします。当初、この工事の請負に関しましては、大島簡易水道事業における設備更新の工事の事業費といたしまして、まず1つ目、大島の第1第2水源の取水の改修工事費、こちらを800万円。それから第1第2水源ポンプ室の改修工事、こちらを1,400万あまり計上しておりますけれども、平成29年沖ノ島と関連遺産群の世界遺産登録に伴いまして、本改修工事については宗像市におきまして開催される景観会議の対象事業となりましたため、設計業務も進捗が大幅に遅れております。それから、この景観の会議というのが定期的にしか行われませんので、その事業進捗は非常に遅れまして、起工ができたのが昨年の12月12日です。本年1月4日の入札に諮りましたけれども地域的要因その他の条件で折り合いがつきませんで、辞退等により入札が不調になったことや、この事業を進捗させるための適切な工期が取れない。そういう事情から本年度、今回の議会におきまして補正の減額を行いまして、この事業においては翌年度に先送りするということで減額の補正を行ったところでございます。以上でございます。

○桝村議長

末吉議員。

○末吉議員

質問して初めてわかったことなのですから、補正の理由として議会に対してきちっ

と、今言われたことは報告すべき事項じゃないのですかね。当初の説明だけですと、そういういた工事すべき事業そのものが必要なかったのか、それさえも説明されてないわけですから、今後やっぱり議会の予算説明については、明確にその理由、原因等について説明をしていただけたらと思います。これはもう要望にします。

○樋村議長

議長からもご注意申し上げますが、丁寧な説明をぜひ心がけていただきたいと思います。他にございますか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようでございますので、これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようですので、討論を終結いたします。これより、第 9 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○樋村議長

全員賛成であります。よって、第 9 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 14、第 10 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題といたします。提案議案理由の説明を求めます。  
花田事務局長。

○花田事務局長

それでは第 10 号議案について説明をいたします。第 10 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」平成 29 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり提出する。  
平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 補正予算書をお願いいたします。歳入歳出予算の補正第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 170 万円を増額し、総額を 982 万 3,000 円とするものでございます。第 2 条は債務負担行為の計上

を行うものでございます。それでは、補正予算書の内容につきまして説明をいたします。

2ページをご覧いただきたいと思います。

2ページの第2表、北九州市への水道事業包括業務委託費につきまして債務負担行為を計上するものでございます。限度額433万円。期間は平成29年度から平成30年度までとしております。平成30年4月1日からの業務委託のために、今年度に契約を行うものでございます。補正の内容につきまして、事項別明細書に沿って説明をいたします。

7ページ8ページをお願いします。

歳入3款繰入金1項1目1節福津市の繰入金でございますが、補正前の額670万3,000円に170万円を増額補正いたしまして、840万3,000円とするものでございます。内容は後ほど説明をいたします。歳出の増額に伴いまして、福津市繰入金の増額補正するものでございます。次に歳出の説明でございます。

9ページ10ページお願ひいたします。

1款総務費1項1目13節委託料でございます。施設の老朽化によりまして、配水管の漏水修理が想定以上に発生をいたしましたので、今後の修理費の不足が見込まれることから、補正前の額241万円に170万円増額補正いたしまして411万円とするものでございます。包括委託業務といたしまして北九州市に委託しております事業でございますので、補正額は全額修繕費として支出する予定のものでございます。以上で本木水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○桝村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

#### ○桝村議長

ないようです。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

#### ○桝村議長

討論を終結いたします。これより第10号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

#### ○桝村議長

全員賛成であります。よって、第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 15、第 11 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

### ○花田事務局長

それでは第 11 号議案について説明をいたします。

第 11 号議案「平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）について」平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり提出する。平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 水道事業会計補正予算書をお開き願います。平成 29 年度水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明をいたします。

まず、1 ページ、第 2 条につきまして予算の第 3 条に定めております収益的収入の第 1 款水道事業収益 第 1 項営業収益 6,415 万 7,000 円増額補正をいたしまして、第 2 項営業外収益を 6,334 万 8,000 円増額補正いたしまして、水道事業収益合計で 34 億 4,112 万 6,000 円とするものでございます。また収益的収支支出の第 1 款水道事業費用 第 1 項営業費用 2,777 万 1,000 円減額補正。第 2 項営業外費用 1,420 万円増額補正いたしまして、水道事業費の合計で 28 億 9,330 万 3,000 円とするものでございます。

第 3 条につきましては同じく予算の第 4 条に定めております資本的収入の第 1 款資本的収入 第 1 項企業債 1 億 710 万円減額補正をいたしまして、第 2 項負担金及び寄附金 1,291 万 2,000 円増額補正。第 3 項補助金を 1 億 716 万 5,000 円減額補正。第 4 項出資金を 1 億 713 万 6,000 円減額補正いたしまして、資本的収入合計で 12 億 1,734 万 9,000 円とするものでございます。

また、資本的収入の第 1 款資本的支出 第 1 項一般改良費 3 億 2,015 万 9,000 円減額補正。第 2 項拡張事業費 8,032 万 6,000 円減額補正。第 5 項出資金 3 万 6,000 円減額補正をいたしまして、資本的支出合計で 19 億 8,493 万円とするものでございます。

第 4 条につきましては債務負担行為を計上しております。北九州市への水道事業包括業務委託に関するもので限度額 9 億 5,903 万 5,000 円。期間は平成 29 年度から平成 30 年度までとするものでございます。平成 30 年 4 月 1 日からの業務委託のために今年度に契約を行うものでございます。

次に、2 ページをお願いいたします。補正予算実施計画でございます。1 ページの第 2 条及び第 3 条の内訳を掲載したものでございます。詳細につきましては 10 ページからの事項別明細書に歳出にいたしておりますので、ここでは省略をさせていただきます。

次の 3 ページの予定キャッシュフロー計算書でございますが、この表は一般会計期間におけるキャッシュフロー業務活動・投資活動・財務活動の三つに区分して表示をしたものでございます。

1 番下の段の資金期末残高 44 億 1,300 万 4,437 円につきましては、8 ページの予定貸

借対照表の資産の部、2. 流動資産 (1) 現金預金の額と一致をしております。

次に 8 ページ 9 ページをお願いいたします。平成 29 年度は、平成 30 年 3 月 31 日時点の予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債資本合計それぞれ 382 億 5,696 万 861 円となる予定でございます。

10 ページ 11 ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず収益的収入及び支出の部、1 款 1 項営業収益 1 目給水収益施設水道使用料でございます。当初予算見込みよりも 6,000 万円ほど多く見込めるため、増額補正をいたしまして、26 億 6,157 万 5,000 円とするものでございます。これは、大口利用者の給水が開始されたこと、それと福津市の水道利用者の増加が主な原因と思われます。

3 目その他営業収益 3 節他会計へ負担金でございますが、415 万 7,000 円を、増額補正をいたしまして、445 万 7,000 円とするもので、消火栓の修理にかかる費用が増加するため、構成市からの負担金を増額するものでございます。

次に 2 款営業外収益 2 目他会計補助金 1 節他会計補助金でございます。87 万 2,000 円減額補正をいたしまして 227 万 3,000 円とするもので、経営戦略策定業務におきまして、契約金額の確定により構成市からの繰入金を減額するものでございます。

3 目加入金 1 節水道利用加入金でございます。8,000 万円を増額補正をいたしまして、2 億 1,845 万 1,000 円とするもので、集合住宅の建築戸数の増加や福津市の開発事業による水道利用加入金の増加が主な原因と思われます。

5 目消費税還付金 1 節消費税還付金でございますが、収支構成が変わりましたので消費税が還付から納税になる見込みでございます。1,578 万円減額補正をするものでございます。

支出の部でございます。

1 款 1 項営業費用 1 目原水及び浄水費 16 節委託料 2,340 万円減額補正をいたしまして、2 億 8,717 万 2,000 円とするもので、北九州市への包括業務委託料のうち委託料を 370 万円、修繕費を 1,140 万円、動力費を 700 万円、薬品費を 130 万円執行残により減額をするものでございます。32 節受水費でございます。610 万円を増額補正をいたしまして、5 億 4,914 万 2,000 円とするもので、夏場の少雨によりダムの水位が低下いたしましたので、北九州市からの受水量を増加したことによるものでございます。

2 目配水及び給水費 16 節委託料 470 万円減額補正をいたしまして 2 億 7,047 万 7,000 円とするものでございます。これは包括業務委託料のうち委託料を執行残により減額をするものでございます。4 目総係費 2 節給料を 5 万 2,000 円減額補正をいたしまして 1,448 万 5,000 円とするものです。人権費に關しましては、人事院勧告及び給与条例の改定により増額となります。給与支出額は当初予算額よりも少なく見込まれるために全体としては減額を行うものでございます。

3 節手当は 34 万 6,000 円減額補正をいたしまして、621 万 1,000 円とするものです。時間外手当の支出額が少なく見込まれるため全体として減額を行っております。

4 節賞与引当金繰入額につきましても、給与条例の改定によりまして 5 万 7,000 円増額補正をいたしまして 184 万 9,000 円とするものでございます。

5 節法定福利費につきましても給与条例の改定により、9 万円増額補正をいたしまして、648 万 6,000 円とするものでございます。

15 節通信運搬費を 148 万円増額補正いたしまして 1,950 万 9,000 円とするものでございます。これは昨年度 5 月からの郵便料金の値上げによりまして郵送料が不足するため増額を行つておるものでございます。

16 節委託料を 700 万円減額補正いたしまして 1 億 8,709 万 8,000 円とするものでございます。これは水道ビジョン及び経営戦略策定業務について入札執行残が見込まれるため減額するものでございます。

2 項営業外費用 3 目消費税 54 節消費税を 1,420 万円増額するもので、収入支出構成の変動に伴いまして増額をするものでございます。

12 ページ 13 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入の部 1 款 1 項企業債 1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債につきましては、1 億 710 万円を減額補正いたしまして 3 億 8,080 万円とするものでございます。国庫補助事業費が縮小となりまして借入額が確定したため減額をするものでございます。

2 項負担金及び給付金 1 目負担金及び寄附金 1 節負担金を 1,291 万 2,000 円増額補正いたしまして 3,135 万 2,000 円とするものでございます。当初見込んでおりませんでした西部ガスの本管工事に係る消火栓の移設費負担金、それと構成市の消火栓新設及び維持管理費の負担金に変更が生じたため減額をするものでございます。

3 項補助金 1 目国庫補助金 2 節 国交助金を 1 億 716 万 5,000 円減額補正いたしまして 4 億 200 万 1,000 円とするものでございます。国庫補助事業費が確定したため減額を行うものでございます。

4 項出資金 1 目出資金 1 節出資金を 1 億 713 万 6,000 円減額更正し 3 億 6,766 万円とするものでございます。国庫補助事業費が確定したため減額をするものでございます。

支出の部、1 款資本的支出 1 項一般改良費 4 目浄水施設費 16 節委託料 290 万円減額補正するものでございます。表洗ポンプを交換するためのこれに係る設計委託料を発注する必要がなくなったため減額を行うものでございます。

6 目排水施設費 23 節工事請負費を 2 億 7,920 万 9,000 円減額補正いたしまして、10 億 9,344 万円とするものでございます。国庫補助事業費の確定及び入札執行残により減額するものでございます。

8 目事業費 16 節委託料を 3,073 万円減額補正いたしまして、1 億 30 万 3,000 円とするものでございます。国庫補助事業費の確定及び入札執行残により減額するものでございます。

30 節負担金は 732 万円減額補正をいたしまして 1 億 2,595 万 7,000 円とするものでございます。これは下水道の工事に伴う配水管移設工事費、この負担金を下水道工事進

涉状況により減額をするものでございます。

2 項拡張事業費 1 目施設整備費 16 節委託料 1,456 万 5,000 円減額補正をいたしまして、1 億 2,503 万 8,000 円とするものでございます。下水道工事に伴う配水管布設工事費を下水道工事進捗状況による減額をするものでございます。

23 節工事請負費を 5,611 万 7,000 円減額補正いたしまして、1 億 6,523 万 9,000 円とするものでございます。国庫補助事業費の確定及び入札執行残により減額を行うものでございます。

3 目事務費 16 節委託料 964 万 4,000 円減額補正をいたしまして、2,858 万 2,000 円とするものでございます。国庫補助事業費の確定及び入札執行残により減額をするものでございます。

5 項出資金 1 目出資金 61 節出資金を 3 万 6,000 円減額補正いたしまして 600 万円とするものでございます。福岡地区水道企業団への繰出金が減額となつたためでございます。以上で、平成 29 年度宗像地区事務組合水道事業会計補正予算（第 3 号）の説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○桃村議長

これより質疑に入ります。13 番、石松議員。

#### ○石松議員

資本的収支が大幅な減額補正になっておるわけですけども、いま一つ事務局長さんこの案件だとかこの物件の事業とかというものが限ります。今の説明は予算上ただつらつら読み上げただけしかなくって、私は残念ながら昨年の当初予算のときはここにおりませんでしたので、その私から見ればどの案件でこんな大幅な減額補正されたのかなっていうのが、いささかわかりませんのでもう少し丁寧な説明いただければありがたいと思います。

#### ○桃村議長

ただいまの質疑、どの部分に関して、箇所は全部に関してということでよろしいですか。はい、どうぞ。

#### ○石松議員

4 億円の支出の減額補正ですから、これは恐らく全てというわけではなく、大きい案件があつてそれが国庫補助対象だったのが、例えばこれが半分ぐらいに削られただとか、そういうたるものがあるかと思いますので、やはり骨格 A についてはこういう形とか B についてはこうだと、それは全てつらつらここで説明する必要はないのであって、主な事業はこれとこれがこういう形で減額補正されたという形のメリハリのきいた説明いただ

いたら、私たち議員は大変ありがたいと思っております。

○**桝村議長**

石松経営施設課長。

○**石松経営施設課長**

ただいまの質問にお答えいたします。昨年度の当初予算のときに資料をつけてご説明したかと聞いております。今、議員おっしゃるように、この減額した理由でございますが、当初予算におきましては補助事業として国のほうに要望した金額がございます。その予算を計上させていただいております。その後国のほうから補助事業の決定が来ております。それが、おおむね 10 億円。その差し引きが今回の金額に至ったということでございます。以上でございます。

○**桝村議長**

石松議員。

○**石松議員**

その A の事業という具体的な事業名を挙げていただいたら、ずっと来るんですけど、今の石松課長さんの答弁も、国にこれだけの補助事業として上げていてそれがこれだけ削られたのでこうなったということしかないので、先ほどの事務局長さんの答弁と全然変わらないので、それを差し障りがなければどの事業ということを言っていただければわかると思うのですが。以上です。

○**桝村議長**

志賀施設係長。

○**志賀施設係長**

補足をさせていただきたいと思います。今皆様のお手元のほうに第 2 号議案資料等々の A4 の紙がございます。1 番後ろのページでございますけれども、宗像地区事務組合平成 30 年度工事予定箇所図というのを今おつけさせていただいております。その前のページ A4 判でございますけれども、平成 30 年度工事予定箇所をということで、宗像市地域・福津市地域ということでこちらは平成 30 年度の予算資料ではございますけれども、平成 29 年度につきましても同じような形で当初 13 億の想定工事費ということで、この予定箇所表をつけさせていただいておりました。

これをもとに補助要望を行ったわけでございますけれども 13 億の補助要望金額について国交補助内示額がおよそ 10 億 7,000 万円ということで 2 億 3,000 万円ほど減額内

示となっております。この 2 億 3,000 万円の減額内示につきましてが、ほとんど今お手元の補正予算資料の 12 ページ資本的収支及び支出の収入支出の欄にありますけれども、この支出 1 一般改良費、2 拡張事業費、5 出資金ということでそれで割り振りが変わつてきますもので、内示金額 2 億 3,000 万円減額になった分につきましてそれぞれ事業費等と減額になりましたのでその内訳ということで、減額のほうさせていただいたということになりますので、ご了承いただければ助かります。よろしくお願ひいたします。

○桝村議長

他にございますか。

(なしの声)

○桝村議長

これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○桝村議長

ないようです討論を終結いたします。これより、第 11 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに、賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桝村議長

全員賛成であります。

よって、第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩とします。再開は 2 時 15 分とします。

< 休憩 >

○桝村議長

休憩前に引き続き議会を再開し、会議を開きます。牧消防総務課長。

○牧消防総務課長

先ほどの第 6 号議案の宗像地区事務組合福津消防署の設置に伴う関係条例の中で、永島議員から条例改正後の管轄面積はどのくらいになるのかという質問でございましたの

でお答えさせていただきます。現在、宗像地区の管轄面積は約 172 km<sup>2</sup>ございます。

宗像市が約 120 km<sup>2</sup>、福津市が 52 km<sup>2</sup>でございますけども、条例改正後は宗像消防署の管轄面積、福津消防署の管轄面積それほぼ 86 km<sup>2</sup>というところで半分ずつというぐらいの管轄面積になる予定でございます。以上です。

#### ○樋村議長

日程第 16 第 12 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

#### ○花田事務局長

議案書の 12 ページ、第 12 号議案について説明をいたします。

第 12 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計予算について」平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計予算を別紙のとおり提出する。平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 詳細につきましては、神山次長が説明をいたします。よろしくお願ひいたします。

#### ○樋村議長

神山次長。

#### ○神山次長

次長の神山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。一般会計予算等につきましては別冊の予算書で説明させていただきます。

まず、1 ページをお願ひいたします。事務組合一般会計予算歳入歳出予算でございます。第 1 条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ 20 億 950 万 6,000 円と定めるものです。前年度当初予算に比べ 5,197 万 2,000 円の減額となっております。それでは、事項別明細書の 10 ページ、11 ページ歳入から説明いたします。

1 款分担金及び負担金 1 項負担金は、対前年度比 1 億 1,630 万 5,000 円を増額し、16 億 9,732 万 7,000 円を計上しております。このうち 4 目の消防費負担金は、対前年度比 1 億 1,223 万円を増額し、15 億 262 万 4,000 円を計上しておるところでございます。

3 款国庫支出金につきましては、救急消防車更新事業補助金として 1,320 万円を計上いたします。最下欄の 4 款財産収入 2 目物品売払収入は、消防関係車両の売却収入として 10 万円を計上しておるところでございます。今のところ予定としましては、指揮車等 4 台ほどを予定しているところでございます。

12 ページ 13 ページをお願ひいたします。

中段の 7 款 諸収入 2 項 1 目雑入は、対前年度比 8,121 万 3,000 円を増額し、1 億 29 万 2,000 円を計上しております。主なものは、福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用

に当たり、福岡市派遣した消防職員の人事費負担金 5,017 万 4,000 円、共同指令センタ一庁舎整備事業に係る基金助成金 3,171 万 2,000 円、デジタル無線整備事業に係る市町村振興協会助成金 1,532 万 3,000 円となっております。

8 款の組合債につきましては、対前年度比 2 億 8,220 万円の減額で、1 億 5,260 万円を計上しております。本年度は救急自動車 1 台、救助工作車 1 台の更新のほか、防災無線再整備に係る財源といたしておるところでございます。次に、歳出のご説明をさせていただきます。

14 ページ 15 ページをお願いいたします。

1 款議会費は、昨年、県外出張をさせていただきましたが、本年、県外出帳の予定がないため対前年度比 182 万 5,000 円を減額し 178 万 5,000 円を計上いたしております。

2 款総務費 1 項 総務管理費 1 目一般管理費は対前年度比 8 万 6,000 円を減額し 362 万 3,612 万 3,000 円を計上いたしております。主な予算としては 17 ページ説明欄の中段、19 負担金に構成市からの派遣職員の人事費負担金として 1,100 万円を計上しているところでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 3 目財産管理費では 66 万円を増額していますが、19 ページ中段の 13 節委託料に宗像自治会館の土地及び建物の鑑定評価に係る予算 45 万円 6,000 円を計上しているところでございます。

20 ページ 21 ページをお願いいたします。

3 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費は対前年度比 31 万 6,000 円を増額し、2,357 万 7,000 円を計上しております。主な予算といたしましては、21 ページ下段、説明欄の 19 節負担金に構成市からの派遣職員人事費負担金として、1,950 万 5,000 円を計上しているところでございます。

22 ページ 23 ページをお願いいたします。

3 款衛生費 2 項清掃費 1 目し尿処理場費は、対前年度比 428 万 3,000 円を増額し 1 億 3,984 万 3,000 円を計上しております。増額の主な理由は、し尿処理場の搬入口オートドア等の工事費として、対前年度比 414 万 8,000 円増額の 1,386 万 8,000 円を計上したことによります、主な予算といたしましては、し尿処理場の管理運営費として 13 節委託料に 1 億 743 万円を計上したほか、19 節構成市からの派遣職員分の人事費分負担金を 930 万計上しているところでございます。

4 款 防費 1 項 1 目常備消防費は対前年度比 1 億 411 万 3,000 円の減額で 16 億 4,252 万 9,000 円を計上いたしております。経費の主な内容でございます。まず 23 ページの説明欄下段からの職員人事費については、職員 3 人の増員などに伴い対前年度比 4,300 万 2,000 円増の 11 億 8,123 万 3,000 円を計上いたしております。

次に、26 ページ 27 ページをお願いいたします。5 庁舎施設維持管理費のうち、説明欄の中段、13 節委託料 2 消防本部及び福間分署の耐震調査などに係る現況調査費用として 486 万円を計上しております。

28 ページ 29 ページをお願いいたします。6 消防総務一般事業費のうち説明欄の中段、19 節負担金に構成市からの派遣職員人件費負担金として 2,120 万円を計上いたしております。

30 ページ 31 ページをお願いいたします。主な事業といたしましては 11 消防車両維持管理事業のうち説明欄の中段、18 節備品購入費に救助工作車 1 台、指令車 1 台その他資機材の更新費用などとして 1 億 4,988 万 9,000 円を計上しております。なお本日配付資料の中に救助工作車に関する資料がございますので、どうぞご参照いただければと思っております。

次にその下 12 通信機器整備事業費ですが、13 節委託料に福岡都市圏消防通信指令業務の共同運用に係る福岡市への委託料として 8,759 万 1,000 円を計上いたしております。さらにその下、19 節負担金補助及び交付金の通信関係負担金 3,081 万 8,000 円ですが、これは、福岡都市圏消防通信指令業務共同運用に係る福岡市消防局庁舎の改修工事負担金が主なものとなっております。

32 ページ 33 ページをお願いいたします。説明欄上段、14 緊急消防援助隊運用事業費でございます。昨年度の熊本地震、今年度の九州北部豪雨の際には宗像地区消防本部から援助隊を派遣いたしました。今後も、災害発生時の迅速な被災地支援を可能とするため 40 万 2,000 円の予算を計上しているところでございます。

34 ページ 35 ページをお願いいたします。19 救急車更新事業費 18 節備品購入費に救急車 1 台の更新費用として 4,245 万円を計上いたしております。

5 款 公債費につきましては、消防部門における施設整備や消防車両等の購入のために借り入れた組合債の償還元金と利子でございます。対前年度比 4,866 万 8,000 円の増額で、1 億 5,130 万 6,000 円を計上しております。歳入及び歳出予算に関する説明は以上でございます。

なお、36 ページから 47 ページまでは給与費明細書、48 ページ 49 ページには地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照いただければと思っております。

以上で第 12 号議案平成 30 年度宗像地区事務組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

## ○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑の方法は歳入歳出に分けて質疑を受けたいと思います。1 ページから 13 ページまで歳入についての質疑を受けます。質疑ございませんか。

11 番、末吉議員。

## ○末吉議員

特に今回消防費の両市の負担金で 15 億円見込まれているわけですね。そうしたときに、例えば国が今広域消防のデジタル化ですとか、消防指令の共同運用、こういったも

のに国の補助金を充てるという財政的な措置をやるというふうに聞いているのですけども、両市の負担金増のうち、基準財政需要額の中に算定できるものが一体どのくらいあるのか、両市で昨年比べて 1 億 1,200 万の負担金の増になっているわけですが、そういった見通しは何か、両市の財政とも協議する中では明らかになってないのでしょうか。

○樋村議長

神山次長。

○神山次長

これも財政との協議の中で話題にのぼっているところでございます。今まで救急車の購入であるとか、施設整備等起債で運用しておりますので、それにつきましては現在、予定しているとこでも補助金等を予定しているところでも、なるべく交付税措置のある起債に入るとかというふうにしておりますが、起債の総額としてどうしても膨らんでまいりますので、今後は財政と協議しながら考えていきたいと思っておりますけれども、今現在具体的な数字、この中でどれだけ交付税算定になっているかというのはちょっと把握しておりません。申しわけございませんが、ご了承いただきたいと思います。

○樋村議長

末吉議員。

○末吉議員

要望なのですが、先に事務組合の議会で新年度予算についてはもう議決しますよね。議決した後、それぞれの構成市の当初予算の中で、当然それが費目として上がってくるわけですけども、その財政的な内訳の背景がこの事務組合の議会で議論される際にも、事前にやっぱり明らかにされると、この議会に参加している両市の議員もその事業の必要性だとか、財源の内訳等について理解十分にできるという点から、今後の要望ですけども両市の財政とも緊密に連携をとって、ぜひ予算の検討資料の中に説明資料として入れていただくと非常に審査しやすいかなということを要望として上げておきます。

○樋村議長

他にございますか。6 番、井上議員。

○井上議員

23 ページの職員人件費が今回 3 人増えて 133 人が 136 人になると思いますが、採用試験が今回、何人ぐらい来られたか、まず実際 3 人が採用されたのでしょうか、恐らく訓練とか参加する内、やめる方も最近いると聞きますが、去年から今年にかけてどうだつ

たのかっていうのと、今回の方々は地元採用なのか地元外の方なのか、それまでわかれ  
ば教えてください。

○桝村議長

牧消防総務課長。

○牧消防総務課長

消防総務課長の牧です。昨年度、1人中途退職が出ております。それを含めまして来  
年度増員の3名と定年退職等含めて8名の採用する予定で今やっています。

市内かどうかですね。今資料ございませんが、半数ほどが福津、宗像地区内、それ以  
外が福岡市近郊市町からです。

○桝村議長

はい、井上議員。

○井上議員

退職される理由といいますかね。なんか特に困難なことがあるのですか。一身上の都  
合なのでしょうか。

○桝村議長

牧消防総務課長。

○牧消防総務課長

本年度の退職者は勤続年数が30年ほどと結構長い職員でしたけども、家庭と一身上  
の都合で退職させていただきたいという申し出がありましたので、退職ということです。

○桝村議長

はい、3回目です。井上議員。

○井上議員

新規で辞められる方いらっしゃいませんか。採用されたばかりで。

○桝村議長

牧消防総務課長。

○牧消防総務課長

はい。昨年度はいませんでしたけども、ここ 4~5 年の中で考えますと、5 年ほど前ですが、平成 24 年、25 年ぐらいに初任課の教育、採用されまして半年ほど消防学校で教育を受けますけども、その教育期間中に 4 月入って 2~3 カ月ほどだったと思いますけども、退職の申し出がありましたので新人職員としてはその 4~5 年前に 1 人おられました。以上です。

○**桝村議長**

他にございますか。

(なしの声)

○**桝村議長**

ないようです。では次に、14 ページから最後の 49 ページまで、歳出についての質疑を受けます。13 番、石松議員。

○**石松議員**

17 ページの 13 委託料の 1 番下に公会計制度導入業務委託料で 194 万 4,000 円増、これは国の指導で統一的基準に基づいた財務書類の作成のことだと思っておりますけども、これについてのどういった内容のものが今つくられているのか、そしてそのスケジュールですね。1 番大事なのは固定資産台帳の作成が 1 番重要だと思っていますけども、その今状況等々について少しご説明いただければと思います。

○**桝村議長**

中山企画財政係長。

○**中山企画財政係長**

企画財政係長中山でございます。地方公会計制度につきましては、昨年度から取り組みを行いました。昨年度につきましては、固定資産台帳の整備、基礎数値を固めたところでございます。今年度 2 年目になりますが、今年度末までには最終的な財務書類を事務組合としてつくりまして、両市への提出、合わせて事務組合としての財務書類の作成を完成させる予定になっております。まだはっきりした時期は確定しておりませんが、議会の方、又ホームページ等でもそういった資料を公開していくことになるかと思います。以上です。

○**桝村議長**

石松議員。

## ○石松議員

確認ですけれども、この 30 年度には財務書類をつくるということですね、そしてその公表等についてはホームページ等々にも載せていくということですね。どのタイミングで、つまりこの 30 年度のデータをもとにということであれば、来年 31 年の 10 月か 11 月からの決算審議のときに私たち議員のところには上がってくる。そのあとおそらく公表という形になろうかと思いますけどその確認です。

## ○桃村議長

中山企画財政係長。

## ○中山企画財政係長

中山でございます。すいません、説明が不足しておりました。まず 29 年度、今年度が 28 年度決算値をもとに資料を作成しております。その分につきましては、28 年度決算分を今年度末、来年度当初には公表ができるかと思っております。30 年度につきましても、実際には 5 月末、一般会計の通常の決算を行いまして、9 月議会で通常の決算としての報告、その折には公会計の財務書類は、恐らく完成が難しいかと思いますが、決算審査とは別の時期、後の時期に改めて公表になろうかと思います。以上です。

## ○桃村議長

他に、ございませんか。

(なしの声)

## ○桃村議長

ないようです。最後に全体を通して質疑があれば受けたいと思いますが、ございませんか。はい、13 番、石松議員。

## ○石松議員

予算書の 27 ページ、この 13 委託料の消防庁舎現況調査委託料につきましては、次長のほうからも補足説明があったところでございますけども、今の宗像の本庁舎並びに福間分署の耐震補強等々について調査をして、今後の展開について、一般質問でも話がありましたけれども、この 486 万ということですけれども、具体的にどういった部分について調査をされるのか、恐らくそれをどこかのコンサルタント等に委託してそれなりの体裁の資料を出していただくのだろうと思いますし、またこの報告書については非常に重要な報告書になろうかと思います。今後の新たな庁舎建設等々の重要なデータとなる

うかと思いますので、この辺についてどのような内容で、またどういった観点から調査をやっていただくのか等について説明いただきたいと思います。

○梶村議長

牧消防総務課長。

○牧消防総務課長

委託調査費ということで 486 万円上げておりますけども、平成 21 年に本部庁舎と福間分署の耐震診断を行っております。それから 10 年近く経ったというところで現状ですね、それから多少なりとも老朽化も進んでおるでしょうから、現在の庁舎の老朽化具合、そういったところを調査した上で、一般質問の中でも説明しましたけども、現状の警備の編成に必要な車庫・事務所とそれからまた女性職員の施設等を踏まえた庁舎として対応可能なのか。可能ならば具体的というか概算でもどのぐらいの費用がかかるのか。その際にどういった問題があるのか等調査していただきまして、それと一緒に仮に例えば建てかえた場合ならどうなるのか、どういった問題があるのかどのくらいは予算が膨らむのかとか、そういったところを総合的に調査できる範囲で調査いたしたいと思います。またこの調査につきましては、検討委員会を早々に立ち上げる予定しておりますので、その検討委員会の中でまた詳細に、どういった調査が必要なのか、またどういった調査を出すのかというところも含めて、事前に検討もしていきたいというふうに考えております。以上です。

○梶村議長

はい、石松議員。

○石松議員

これも確認になりますけれども、今、消防総務課長の後段の答弁では、検討委員会を立ち上げますので、この検討委員会の中からもどういった調査するかということが出てきて、そしてこういう恐らく外部委託だろうと思いますけども、そういう形を展開するということで理解をしていいでしょう。ですが元はあくまでも庁内での検討委員会で色々と洗っていただいて、問題とかですね、また調査事項とか洗っていただいて、それについて外部の専門家の方にお願いするというそういった理解でいいかどうかの確認です。

○梶村議長

牧消防総務課長。

## ○牧消防総務課長

今、石松議員が言わされたような内容で進めていきたいという考えております。

## ○桝村議長

他にございますか。1番、末吉議員。

## ○末吉議員

消防長の交際費を見てみると3万ですよ。両市長と同時に消防長っていうのは出かけられる公の行事に多大につける必要ないと思うのですけど、3万円では手出ししどのじやないかで心配するのですけど、呼ばれたときにどうしようもないのじやないですか3万円じゃ。多大につける必要はないのですが、今まで支障なかったでしょうかね。いやちょっとお聞きしますけど。

## ○桝村議長

牧消防総務課長。

## ○牧消防総務課長

交際費の内容につきましては、ほとんど過去の実績からいきますと、関係機関への弔慰金がほとんどになります。消防本部と言いながら組合全体の分の交際費につきましては、事務組合としての交際費もございますので、そちらのほうで出してもらう場合もありますし、消防本部消防長としましては、消防関係の県内のそういう会議につきましては、それぞれの会計負担金等もありますし、交際費関係でいきましたら、同じ関係機関の中では交際費は支出しておりませんので、このぐらいの金額で予算を上げさせてもらえばと思っております。昨年度実績でいきましたら、宗像地区連絡協議会の中の会合等がありましたのでそちらのほうで支出をさせていただきました。

## ○桝村議長

末吉議員。

## ○末吉議員

事務組合として組合長・副組合長おられて、そして、消防長、大きく言えば議長も含めての体制になるのでしょうかけど、事務組合としての交際費の中からそれぞれ出しているという先ほど答弁ありましたけど、対市民的には明確に交際費の流用として、明確にする必要があると思うのですよ。事務組合組合長としての交際費はこうだと、議長としてはこうだと、消防長としてはこうだという形で、明確にする必要があるという意味で、年間3万円の交際費っていうのは、他に流用しているから大丈夫なのですよという答弁

だったのですけども、そうじゃなくて明確に予算化すべきだろうということを思ってですね。改善をお願いしたいと思います。

○樋村議長

中山企画財政係長。

○中山企画財政係長

ちょっと補足になりますが、予算の計上の状況を説明だけさせていただきます。

まず議長交際費としましては、消防長と同額 3 万円、組合長交際費としましては、年間 6 万円、消防長が 3 万円ということで、先ほど牧課長が言いましたのも組合長として出す場合は組合長交際費から、消防長として出すときは消防長の費用からと組合全体で出すときは組合長交際費からというところです。議長として出すときは議長交際費として一応切り分けをさせていただいて管理はしている状況でございます。以上です。

○樋村議長

他にございませんか。

(なしの声)

○樋村議長

ないようです。これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

○樋村議長

討論を終結いたします。これより、第 12 号議案について採決を行います。本案は、原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○樋村議長

全員賛成であります。よって、第 12 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 17、第 13 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

議案書の 13 ページ第 13 号議案について説明をいたします。

第 13 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算について」平成 30 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。詳細につきましては神山次長から説明があります。よろしくお願ひいたします。

## ○桃村議長

はい、神山次長。

## ○神山次長

神山でございます。よろしくお願ひいたします。別冊の予算書で説明させていただきます。急患センター事業特別会計予算の 1 ページをお願い申し上げます。歳入歳出予算でございます。

第 1 条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,698 万円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べ 447 万 3,000 円の増額といたしております。

それでは事項別明細書の 8 ページ 9 ページ歳入から説明いたします。

1 款診療収入につきましては、なかなか算定が例年難しいとございますが、前々年度の決算を勘案して、対前年度比 176 万 2,000 円減の 1 億 9,116 万 3,000 円を計上いたしておりますところでございます。

2 款分担金負担金につきましては、対前年度比 923 万 5,000 円を増額し、4,581 万 5,000 円を計上いたしております。これにつきましては、診療報酬の減額、並びに設備改修費用、30 年度は電気設備の改修であるとか、空調機器の買換え改修を計画しておりますので、設備改修費用の増額に伴い経常費負担金が増額としたものとなっておるところでございます。

4 款 繰越金は 2,000 万円を見込んでおります。次に歳出の説明をいたします。

10 ページ 11 ページをお願いいたします。

1 款 急患センター運営費は対前年度比 447 万 2,000 円を増額し、2 億 4,057 万 7,000 円を計上いたしております。主な支出内容は 13 節 委託料でございます。対前年度比 134 万 8,000 円を増額し、2 億 3,503 万 7,000 円を計上しておるところでございます。

急患センターの管理運営につきましては、宗像医師会へ委託しております。また、増額の主な原因は、医師の勤務人数の増加によるものでございます。

2 款 公債費につきましては急患センターの移転事業に伴う平成 9 年度及び 10 年度の起債に対する償還元金と利子 1,440 万 2,000 円を計上しておるところでございます。

なお、12 ページ 13 ページは給与費明細書、14 ページ 15 ページは地方債の現在高調書を掲載しておりますので、ご参照いただければと思っております。

以上で第 13 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合急患センター事業特別会計予算」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桃村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。9 番、福田議員。

○福田議員

歳入のところで分担金及び負担金ですね。9 ページ、ここでちょっと一つお聞きしたいのですけれども、この経常費負担金が福津市も宗像市がそれぞれ負担をしまして 3,141 万 2,000 円ということで負担金を出しておられるわけですね。これは毎年お聞きしていますけれども、この構成 2 市以外に急患センターご利用されている近隣の市町村の例えば、近隣の古賀市それから新宮町ですか。そういったところからの分担金・負担金を求めるということで、例年お聞きしていることでございますが、この辺は何かその後進捗があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○桃村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

この問題はですね、もう随分長い間の懸案になっております。これは東医療センターが 2 次医療に転換したときに、1 次医療につきましてはそれを手放したというか、減らしたこともございます。そういうことで、古賀市のほうには再三、公文書等で応分の負担の話はしてまいりました。ただ、古賀市としては、これは自分のところも日曜日だけとかやっているのですね。うちのような内容の濃いものじゃないのですけども、この問題は非常に難しい。特段の強制力がない。それと古賀の市民達を受け入れないということはもうありえないということですね。これはもう粘り強くお願いしていく、それともう一つは医師会、東医療センター等とか話をしてもらう。医師会の方からは粕屋のほうの医療、医師会のほうにもです。ですからそういったことを積み重ねて、古賀の執行部や議会等にも理解を求めていくということをやる以外ない。切れ目なくやっていくことはやっています。

○桃村議長

福田議員。

○福田議員

それでは組合長には引き続き、粘り強くその辺は交渉を続けていただきたいというふ

うに思いますが、この分担金・負担金ですね、この負担金そのものに私ちょっと一つ疑問を感じているとこなのですね。急患センターは医師会に運用を任せていますので、委託料を2億3,500円払うことになるわけなのですから、たとえば急患センターの外来収入というのは1億9,100万円ほどあるわけですね。ということはかなり、急患センターの収入としてあるわけです。

それで、通常の医療法人であれば当然外来収入で医療を賄っていくということでございますので、それで病院を建てたり運営費で建てたり、今年は医師の数が増加したのでまた委託料が増えましたよっていう話ですけれども、そういうことも含めて医療の質という意味では医療の質がよくなればお客様も来てくれない。民間の経営感覚でいけば、この外来収入の中でいかにその病院の機能を向上させ、そしてお客様に喜んでいただくかということを考えれば、急患センターの運営もこの外来収入の範囲でやっていくということは基本的に大事な考えだらうというふうに思うのですよ。

しかも、宗像市は子供医療を手厚くしていますよ。小学生までは入院も外来も、無料化していますしね。中学校では入院については補助している。

そういう中で今コンビニ受診という言葉もまたでは言われています。子供が風邪を引いたじや薬を買いに行こうか、いやいや、それよりも急患センターに行って見てもらつたら薬代はただよ、病院代もただよと。何かあったら急患センターにいこうよ。そうすると外来収入というのは、本来の収入よりもさらにでこれ増えているはずなのですよ。そういった中で非常に急患センターの経営としては追い風になっているのですね。

宗像市にとっては、それを一般会計でその分の子供たちの医療費無償化の部分を見てから、一般会計から見たら負担が増えている。急患センターの外来収入っていう観点から見たら収入が増えているのです。追い風になっているのです。子供たちの医療費無償化ということに対して、そういう中で急患センターは今後、やはり外来収入の中でやっていく、つまり、委託料2億3,500万円、これちょっと払いすぎじゃないのっていうことを申し上げたいわけでございます。

つまり創設費の負担金というこれはしようがないけども、経常費の負担金この福津・宗像合わせて3,100万円。これちょうど引いたら、ほぼ外来収入に匹敵するのですよ。

つまり急患センターは、もう外来収入だけでどうぞ運用してくださいという位の、これは組合のほうからしっかりと急患センターに対して、そういう毅然たる態度でやっていただきたいというふうに思いますよ。そうしないと何でもかんでも手厚く急患センターに委託されていますから何でも言えど、宗像地区事務組合が払ってくれるっていうふうになるとね、この経営は当然甘くなるのですよ。

そういう意味から見ると、ちょうど外来収入とねこの委託料の差っていうのはね、この今の両市の負担金の額に釣合いますからね。その辺は今後しっかりと私はもっと急患センターさんには厳しさを求めていただきたいというふうに思いますが、いかがでしようか。

○桝村議長

谷井組合長。

○谷井組合長

福田議員の話は一般的な病院経営の話だというふうに思います。ただこの急患センターこれは市民の救急であるし、土日、時間外そういった場合に一般の病院で中々こう対応ができないという問題が一つ。もう一つは夜間まで 24 時間急患センターにいないといけない、その医師の確保が非常に難しい。特に小児科医や産婦人科医、こういった医師の確保が難しい中、医師会の先生たちの順番制とそれを補うために大学病院にお願いしているのですね。大学のほうも今、小児科研修医が足りないという状況の中で出さないと言っているのです。そういうものを今、私どもは九州大学等々にお願いしているのですよ。医師会を通して、そういう中で来ていただいているという政策的な要素があるのです。ですから、その範囲内でやれということについては一般の考え方と合わない。

やっぱりこの市民の子供たち、あるいは市民を守るために、一定の政策といいますか、行政のやる役割だと思っています。

○桝村議長

福田議員 3 回目です。どうぞ。

○福田議員

組合長の言われることもよくわかります。ただ、そういうことで、これはやはり組合と急患センター、医師会ともですね、やっぱりこれ駆け引きですよ。ある意味ね。それで、やはりそういう交渉事というのはどっちが交渉がうまいかということになってしまいますので、何でもかんでも要求されたらそれを払いますよってことでは、とてもとても行政も財政に限りがあります。その辺はしっかりと今後難しい交渉でしょうねけれども、やはり意識の上では、やはり市の財政をしっかりと無駄遣いしないという意味から頑張って、今後も交渉続けていただきたいと、要望を添えましてこれで終わります。

○桝村議長

他にございますか。

(なしの声)

○桝村議長

ないようです。質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声)

○桃村議長

討論を終結いたします。これより、第 13 号議案についての採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○桃村議長

全員賛成であります。よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 18 第 14 号議案「平成 30 年度 宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第 14 号議案について説明をいたします。第 14 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算について」平成 30 年度宗像地区事務組合 大島簡易水道事業特別会計 特別会計予算について別紙のとおり提出する。平成 30 年 2 月 20 日宗像地区事務組合 組合長 谷井博美 議案の内容説明については、経営施設課長の石松が行います。よろしくお願ひいたします。

○桃村議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

経営施設課の石松でございます。第 14 号議案 「平成 30 年度宗像地区事務組合大島簡易水道事業特別会計予算」 につきまして私のほうからご説明いたします。別冊の予算の大島簡易水道の 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,230 万 4,000 円と定めるものでございます。前年度の当初予算に比べまして 2,965 万 4,000 円の減額となっております。それでは、予算書の内容につきまして事項別明細に沿って説明を行います。歳入から説明を行います。

8 ページ 9 ページをご覧ください。まず、1 款事業収入でございます。

前年度より 6 万 6,000 円増額し 1,256 万 2,000 円を計上しております。主なものとしましては、簡易水道の使用料 1,256 万円となっております。

2 款分担金及び負担金は前年度と同額で水道利用加入金 10 万 8,000 円を計上いたしております。

4 款繰入金は、宗像市からの繰入金で前年度より 1 万 3,000 円増額いたしまして 2,888 万 5,000 円を計上いたしております。

5 款繰越金は前年度と同額でございます。

6 款諸収入でございます。前年度より 106 万 7,000 円増額しまして、154 万 8,000 円を計上いたしております。主なものとしましては、前年の事業にかかります消費税還付金 153 万 8,000 円を計上いたしております。

7 款組合債は前年度より 3,080 万円減額し、簡易水道事業債 1,920 万円を計上いたしております。続きまして歳出の説明を行います。

10 ページ 11 ページをご覧ください。

1 款総務費でございます。前年度より 99 万 5,000 円増額いたしまして、2,418 万 4,000 円を計上いたしております。主な内容としましては、13 節委託料で北九州の包括委託料 1,998 万円を含め 2,410 万 4,000 円を計上いたしております。包括委託の内容と内訳といたしまして、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、負担金補助及び交付金となっております。

続きまして 2 款事業費は前年度より 3,129 万 5,000 円減額しまして、1,980 万 5,000 円を計上しております。主な内容としましては、13 節委託料は水道管の布設替工事の測量設計業務委託等で 58 万 4,000 円を計上いたしております。

15 節工事請負費につきましては、水道施設整備工事費や配水管布設替工事等で 1,920 万 8,000 円を計上いたしております。

続きまして 12 ページ 13 ページをごらんください。

3 款公債費でございます。償還元金及び利子に係るもので、前年度 64 万 6,000 円増額し 1,781 万 5,000 円を計上いたしております。

4 款予備費は前年同額の金額を計上いたしております。以上で説明を終わらしていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

## ○梶村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

## ○梶村議長

ないようです。これをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

## ○桝村議長

討論を終結いたします。これより、第 14 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

## ○桝村議長

全員賛成であります。よって、第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 19、第 15 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

## ○花田事務局長

第 15 号議案について説明をいたします。第 15 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合組合長 谷井博美。先ほどと同様、議案の内容説明につきましては経営施設課長の石松が行います。お願ひいたします。

## ○桝村議長

石松経営施設課長。

## ○石松経営施設課長

第 15 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合本木簡易水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。別冊の本木簡易水道事業予算をお開きください。

まず、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 908 万円 1,000 円と定めるものでございます。前年度当初予算に比べまして 170 万 8,000 円の増額となっております。それでは予算書の内容につきましては、事項別明細に沿って説明させていただきます。

まず歳入から御説明申し上げます。

6 ページ 7 ページをご覧ください。

1 款事業収入です。前年度より 1 万 5,000 円減額し、440 万 2,000 円を計上しております。主なものとしまして簡易水道の使用料 140 万 1,000 円となっております。

2 款分担金及び負担金は、再前年度同額でございます。

3 款繰入金は、福津市からの繰入金で前年度より 172 万 3,000 円増額し、767 万 6,000 円を計上いたしております。

4 款繰越金、5 款諸収入は、それぞれ前年度と同額を計上いたしております。

次に、歳出の説明を行います。8 ページ 9 ページをご覧ください。

まず 1 款 総務費は、前年度より 4 万 2,000 円減額し、464 万 5,000 円を計上しております。主な内容としましては 13 節 委託料で北九州市の包括委託料 433 万円含めまして、462 万 9,000 円を計上しております。包括委託の内容という内訳といたしまして需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金から成っております。

2 款事業費です。新たに 175 万円を計上しております。内容としましては配水管布設工事のための測量設計業務でございます。

3 款公債費は、償還元金及び利子に係るもので 223 万 6,000 円を計上いたしております。

4 款予備費は前年度と同額を計上いたしております。以上簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひを申し上げます。

○梶村議長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

○梶村議長

ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声)

○梶村議長

これをもちまして討論を終結いたします。これより、第 15 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(全員起立)

○梶村議長

全員賛成であります。よって、第 15 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 20、第 16 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合水道会計予算について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。花田事務局長。

○花田事務局長

第 16 号議案について説明をいたします。第 16 号議案「平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算について」平成 30 年度宗像地区事務組合水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成 30 年 2 月 20 日 宗像地区事務組合 組合長 谷井博美。議案の内容説明につきましては、先ほどと同様、経営施設課長の石松が行います。よろしくお願ひいたします。

#### ○桃村議長

石松経営施設課長。

#### ○石松経営施設課長

第 16 号議案「平成 30 年度を宗像地区事務組合水道事業会計予算につきまして」ご説明いたします。平成 30 年度予算におきましては、国庫補助事業である水道事業広域化促進事業及び生活基盤近代化事業を活用いたしまして、配水管布設替工事などの老朽管更新事業を予定しており、水道水のさらなる安定供給に努めることといたしております。

それでは、別冊の予算書の 1 ページをご覧ください。

第 2 条でございます。業務の予定量でございます。年間総給水量は 1,348 万 9,653 m<sup>3</sup> を予定しております。前年度に対して 1.6% の伸びを見込んでおります。次に、主な建設改良事業としましては、老朽化した水道管の布設替等を行う一般改良事業として 14 億 501 万円。新規の水道管布設等を行う拡張事業費として、2 億 4,998 万 6,000 円を計上しております。

第 3 条及び第 4 条につきましては後ほど事項別明細書で説明させていただきます。

2 ページをご覧ください。第 5 条では企業債について定めております。限度額は 4 億 4,860 万円としております。

第 6 条一時借入金の限度額につきましては、同額の 4 億 4,860 万円としております。次に、3 ページをご覧ください。第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる項目について定めております。

第 8 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費として 2,956 万 4,000 円としております。

第 9 条他会計からの補助金につきましては、それぞれ関係市から水道会計に補助を受けるための金額を計上しております、その金額は、2,163 万 7,000 円としております。

第 10 条棚卸資産購入限度額につきましては、緊急に必要とする水道施設の修理資材や支給材料等についての購入限度額を定める旨の条項でございまして、その限度額として 2 億 2,079 万 2,000 円としております。次に、予算に関する説明書についてです。

5 ページをご覧ください。このページから 8 ページまでは、平成 30 年度予算の実施計画について掲載したものでございますが、23 ページ以降の事項別明細書により説明いたしますので、内容の説明は省略をさせていただきます。

次に 9 ページの予定キャッシュフロー計算書でございます。

これは 1 会計期間におけるキャッシュフローを業務活動、投資活動、財務活動の三つに区分して表示したものでございます。貸借対照表や損益計算書と併せて、経営状況が明示されるものでございまして、資金期末残高は 47 億 7,922 万 3,710 円を予定しております。

次に 10 ページ 11 ページをご覧ください。給与費の明細書を掲載しております。

まず、1 総括ですが、平成 30 年度と平成 29 年度職員数と給与費等について比較しております。

次の 12 から 15 ページにかけましては、給料及び手当の増減額の明細、給料及び手当の状況を掲載しております。

16 ページ 17 ページをご覧ください。平成 30 年度当初予算計上額をベースにして決算を見込んだ予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債、資本合計それぞれ 393 億 7,536 万 2,861 円を予定しております。

18・19 ページをご覧ください。

平成 29 年度決算見込による平成 29 年度末予定貸借対照表を掲載しております。資産合計、負債・資本合計それぞれ、382 億 5,696 万 861 円を予定しております。

20 ページをご覧ください。

平成 29 年度決算見込による予定損益計算書を掲載しております。平成 29 年度は純利益といいたしまして、4 億 5,382 万 8,234 円を予定しております。

21・22 ページをご覧ください。

注記です。これは財務諸表を作成するに当たりまして採用した会計処理の基準及び手続きを掲載しております。継きまして事項別明細書の説明に入らせていただきます。

23 ページをご覧ください。主なものにつきましてご説明申し上げます。

収益的収支の収入の部ですが、1 款水道事業収益につきましては 33 億 3,138 万 3,000 円を予定しております。

1 項営業収益 1 目給水収益につきましては、26 億 1,823 万 7,000 円を計上しております。

続いて 2 目受託工事収益は宗像市が負担する道路舗装工事代金として 3,800 万円を計上しております。

3 目その他営業収益は 1 億 4,329 万 2,000 円を計上しております。このうち 2 節手数料は下水道使用料等徴収事務手数料等で、1 億 4,272 万 1,000 円を計上しております。

つづいて 2 項営業外収益は 5 億 3,185 万 3,000 円を計上しております。この内 3 目加入金は、水道利用加入金として 1 億 3,931 万 5,000 円を計上しております。

8 目長期前受戻入は 3 億 7,545 万 8,000 円を計上しております。これは予定貸借対照表の長期前受金に計上した未償却相当額のうち当年度償却分を収益として計上したものでございます。

25 ページをご覧ください。収益的支出の支出の部でございます。

1 款水道事業費用は 28 億 6,706 万 8,000 円を計上しております。1 項営業費用 1 目原水及び浄水費は、8 億 6,668 万 8,000 円を計上しております。この内 16 節委託料は、北九州市への包括業務委託料 3 億 885 万 7,000 円が主なものでございまして、合計 3 億 1370 万 8,000 円を計上しております。包括業務委託料と内訳としましては、備消耗品費、燃料費、通信運搬費、委託料、手数料、修繕費、動力費、薬品費となっております。

32 節受水費は、北九州市及び福岡地区水道企業団からの受水費用で 5 億 4,837 万 7,000 円を計上しております。受水量は北九州市から 1 日当たり 1 万 3,000 m<sup>3</sup>、福岡地区水道企業団から 1 人最大 2,400 m<sup>3</sup>と受水する予定でございます。

2 目配水及び給水費は 2 億 6,445 万 1,000 円を計上しております。この内 16 節委託料は北九州の包括業務委託料 2 億 5,822 万 3,000 円が主なものでございまして、2 億 6,002 万 3,000 円を計上いたしております。包括業務委託料の内訳としましては、備消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、使用料、修繕費、工事請負費、動力費となっております。

3 目受託工事費は宗像市が負担する道路舗装工事費として、収入の部の受託工事収益と同額の 3,800 万円を計上しております。

4 目総係費は 4 億 1,335 万 4,000 円を計上しております。

16 節委託料は事業変更認可業務 1,101 万 6,000 円、北九州に包括業務委託料 9,579 万 5,000 円が主なもので、1 億 1,153 万 4,000 円を計上いたしております。包括業務委託料の内訳としましては負担金となっております。

30 節 負担金は、構成市からの派遣職員負担金でございまして、4,372 万 9,000 円、北九州市への包括業務委託料 1 億 7,994 万 8,000 円が主なものでございまして計 2 億 2,407 万 8,000 円を計上いたしております。包括業務委託の内訳としまして、備消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託料、手数料、使用料、修繕費、負担金となっております。

5 目 簡易水道事業費は、地島簡易水道の経費 1,383 万 2,000 円を計上しております。

16 節 委託料は、北九州市への包括業務委託料 1,339 万円が主なものでございまして、1,371 万 4,000 円を計上しております。包括業務委託料の内訳としましては、備消耗品費、光熱水費、通信運搬費、委託料、手数料、使用料、修繕費、工事請負費、動力費、薬品費となっております。

6 目減価償却費は 11 億 4,292 万 9,000 円を計上いたしております。

7 目資産減耗費は 5,766 万 4,000 円を計上いたしております。

2 項営業外費用は 6,265 万円を計上いたしております。このうち 1 目支払利息で 6,175 万 7,000 円を計上いたしております。

3 項特別損失は 4 目過年度損益修正損で 250 万円を計上いたしております。

29 ページをご覧ください。

資本的収支の収入の部でございます。

1 款 1 項企業債 1 目建設改良費等の財源に充てるための企業債は、水道施設整備に係る財源としまして 4 億 4,860 万円を計上しております。

2 項 1 目負担金及び寄付金につきましては、工事負担金で 3,649 万 8,000 円。構成市からの消火栓設置等負担金 2,130 万円、計 5,779 万 8,000 円を計上いたしております。

3 項補助金は、4 億 8,308 万 6,000 円を計上しております。

1 目国庫補助金は、広域化促進事業等で、4 億 6,383 万 3,000 円を計上しております。

2 目他会計補助金は、簡易水道事業の経費（辺地債分）等に係る宗像市からの補助金 1,925 万 3,000 円を計上しております。

4 項 1 目出資金は、広域化促進事業の建設改良費にかかる関係市からの出資金や、福岡地区水道企業団への関係市から出資金等で、4 億 3,967 万 5,000 円を計上しております。

30 ページをご覧ください。

資本的支出では、1 款 1 項一般改良費で 17 億 3,606 万 3,000 円を計上しております。主な内訳としまして、4 目浄水設備費 23 節工事請負費として多礼浄水場の急速ろ過地表洗ポンプ等更新工事 5,610 万 6,000 円を計上しております。

5 目送水施設費 23 節工事請負費として、平等寺配水池流量計更新工事 554 万 3,000 円を計上しております。

6 目配水施設費 23 節工事請負費として、老朽化した配水管の布設替事業等で 14 億 510 万円を計上しております。なお、本日議案資料として平成 30 年度の工事予定箇所の位置図を配布しておりますので、ご参照願えればと思います。

8 目事務費として 2 億 6,585 万 1,000 円を計上しております。

16 節委託料は、配水管布設替測量設計等で 1 億 3,761 万 1,000 円を計上しております。

30 節負担金は、構成市からの派遣職員負担金 1,678 万 3,000 円、北九州市への包括業務委託料 1 億 282 万 2,000 円が主なもので、1 億 2,820 万 5,000 円を計上しております。

包括業務委託の内訳としましては、代替執行に伴う負担金となっております。

31 ページをご覧ください。

2 項拡張事業費は 2 億 6,788 万 2,000 円を計上しております。

1 目施設整備費 16 節委託料は、福津市下水道工事に伴う配水管布設工事の委託費で 1,883 万円を計上しております。

23 節工事請負費は、配水管布設工事等の費用で 2 億 3,115 万 6,000 円を計上しております。

3 目事務費 16 節委託料は、配水管布設測量設計等で 1,787 万円を計上しております。

3 項 1 目企業債償還につきましては、2 億 2,929 万 3,000 円を計上しております。

5 項 1 目出資金 551 万 7,000 円は、福岡地区水道企業団への出資するため関係市から受け入れる額を計上しております。

6 項 1 目有価証券取得費は、資金運用として有価証券購入費として 1 億円計上しております。なお後、簡易水道と水道会計に關しまして、北九州市に包括委託を 28 年度からしておりますが、当日配付資料としまして前年度の比較の数字として資料配付をしておりますので、ごらんいただければと思っております。以上簡単でございますけれども、説明を終わらしていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**桝村議長**

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。4 番、横山議員。

○**横山議員**

まとめての質疑でいいですか。

○**桝村議長**

はい。

○**横山議員**

支出のところで 30 ページ 31 ページに出てきますが、確認になるのですけど水道ビジョンの平成 30 年から 39 年の概要版ですね、この中で事業スケジュールがございまして、この中にいろいろ工事がなされるような 10 年計画がありますが、その計画をどのように盛り込んでいるのか、ここの部分で貯水とか大まかにしかなっていませんけど、どのようにになっているのか知りたいということです。それと、このスケジュールでは全てが 30 年から出発しているのですが、緊急遮断弁の工事だけが 35 年からになっているのですね、遮断弁をどうして 30 年から一緒に計画中で、繰り入れてこの予算中に組み入れてないのかお聞きしたいです。

○**桝村議長**

石松施設経営課長。

○**石松施設経営課長**

まず 1 点目のご質問でございますけれども、水道ビジョンの事業スケジュールに上げていくものについて、どう予算計上しているかというご質問でございますが、主なものとしましては、平成 31 年度まで水道広域化事業として補助金を受けて事業をやっております。これがこちらの今回の水道ビジョンの中の災害に強い水道事業の構築、強靭という観点ですけれども、この観点から耐震化の推進ということで基幹管路の耐震補強として布設替工事等を隨時行っております。これが主なものでございます。

それと老朽化の解消、これも含めて布設替工事を行っており予定として所要の額を計

上いたしております。それから、緊急遮断弁に関しては係長から説明させていただきます。

○梶村議長

志賀施設係長。

○志賀施設係長

緊急遮断弁につきましてご説明のほうさせていただきたいと思います。現在、平等寺配水池及び畠町配水池におきまして緊急遮断弁の整備を完了いたしております。

ただし、緊急遮断弁の運用につきまして、若干、疑問点が残っております。というのも、地震が起きた際に緊急遮断弁を 100%全閉措置行うべきなのか、それとも 80%程度、若干の開閉余地を残して運用を行うべきなのかというところで、北九州市さんとの運用方法について検討を行っている最中でございます。また、多礼浄水場本館は良いのですが、浄水施設についての耐震がまだ完了しておりませんので、浄水場施設の耐震化を先に行いたいというところもありましたので、緊急遮断弁の整備を 35 年度以降から行うという事で計画をさせていただいております。よろしくお願ひいたします。

○梶村議長

横山議員。

○横山議員

配水管布設替の 1 億 9,200 万円、この部分だったと思うのですけど、遮断弁についてなのですが、水事情が災害時に全く来ないよというところと、例えばパイが大きいので流してもそこそこは行けますよという中心街とですね、いろいろあると思うのですけど、多分電磁弁で自動で送られると思うのですが、そのときにですね、自動にした場合に流れつ放しになったりとか、止まり放しになったりという懸念がありますね。

そこで計画の中で 31 年度からこの浄水場は、っていう話なのですが、35 年からで間に合うのかなっていうことをちょっと思ったものですから、そこんとこを考慮して予算に上げていってほしいなと思っておったところです。

○梶村議長

他にございますか。福田議員。

○福田議員

今、1 日あたり、北九州市さんから 1 万 3,000 トン受水していると。それから福岡地区水道企業団から 2,400 トンもらっている。宗像・福津で今、1 日約 4 万 1,000 トン使っていますよということです。多礼浄水場の多礼・吉田ダムで約 2 万 6,000 トン作って

いるのかなと思うのですが、それぞれのトン当たりの単価を教えてください。

それと、吉田・多礼ダムが今どのくらいの稼働率なのか、1日最大これだけの上水をつくれるけれども、2万6,000トンの供給は稼働率が大体どのくらいなのかということをお聞きします。

○樋村議長

石松経営施設課長。

○石松経営施設課長

はい。まず今議員お尋ねの単価の件でございますけど、多礼浄水場で浄水している浄水単価は税込みで81円、1立方メートル当たりですね。それから受水を受けております北九州市の単価として、1立方メートル当たり税込みで92.6円。福岡地区水道企業団からの受水分として、こちらが同じく118.4円となっております。

それから、本浄水場の稼働率ということでお尋ねでございますけれども、現在大体1日当たり2万3,000トンから2万4,000トン配水をしております。こちらの施設能力が1日あたり2万9,600m<sup>3</sup>でございますので、約80%の稼働率でございます。以上です。

○樋村議長

福田議員。

○福田議員

いや、もうすばらしいですね。合併前から比べると、168円位していましたよね。

宗像は責任水量がありますからね、使わない水も引き受けてトン当たり168円で買って使っておりましたけれども、今はね81円になった、この本当すばらしいことですね。稼働率も相当上がったということで、80%ということで、非常にいい状況じゃないかなというふうに思いますね。これだけの原価が下がってきたらこれ当然お金は残りますよね。今回の16ページ17ページで、この貸借対照表ですねバランスシートを見ると本当にすごいですよ。右側の資本の部、負債の部とありますが、負債の部はこれ10%しかありません。全体の393億円、この負債と資本の部合計393億円のうちにですね。負債のうち固定負債も流動負債も合わせて約10%しかない。大金持ちのバランスシートでありますよね。

そして、当然流動資産の現預金を見ますとね、なんと47億7,900万ぐらいあるというね、昨年は44億ぐらいしたから、1年でまた48億ぐらいになって4億円も増えていると。こういう今のこの水道原価であれば、当然市民の皆さんからは160円から170円か180円で水道料払って頂いていますから、これは残りますよ。だんだん組合金持ちになっている。金持ちになってお金を貯めてどうするのだと。それを市民に還元して初め

て水道企業じゃないのと、組合だけでも元水道企業団ですからね。企業会計やっていくわけですよ。利益が出ました。そのまま現預金で 48 億円もただ持っていました。これは、このままだといかがなものかというふうに思うわけでありますね。

もっと使うべきところは使ったほうがいいと私、思いますよ。ただ持っていてもしようがない。じゃあ先行投資だ、今からできることをどんどんやっていこうよと。そしたら経営状況がさらに良くなっていくのじゃないでしょうか。

例えば、水道ビジョン見せていただきました。第 7 章事業スケジュールがあります矢印書いてあります。そして、第 8 章財政の見通し、収支は黒字になりますよって、これで何が言いたいのだろうと。数値目標が入ってないから全然説得力は感じないですよ。

ただ単に矢印していますよねと。将来こんな感じですもんですねって。でもこれをやるにはお金がいるでしょうって、48 億円も今お金がありますよね。この 48 億円をどう具体的に今後使っていくのですか。いわゆるアクションプランが示されてないから組合の皆さんこの事業計画事業スケジュールに、説得力を私、全然感じないです。

その辺はね、今ものすごく経営状況がよくなつたので、今こういう状況の中でこのお金を使っていくと、水道料が高い、高いと市民の人からまず、最初に言われるこの宗像地区、福津地区の皆さんが、安心安全な水を飲むのは当然だけども、さらに安く飲める北九州市や福岡市のように、1 トン当たり 80 円の水飲みたいよとおっしゃっているわけですよ。宗像市 180 円は高いよって、それを安くしていくにはどうすればいいかっていうのは、この経営状況のすばらしい中でね、皆さん知恵を絞って、このお金の使い方を考えていく必要があるんじゃないでしょうか。いかがでしょう。

#### ○桃村議長

谷井組合長。

#### ○谷井組合長

事務方も困ったようですので、私の方から総括的な答弁させて頂きます。

これは福田議員おっしゃるとおりですよ。これはですね 20 何年だったか、宗像がですね、この水道管理を統合して、そして北九州に包括業務委託等いろんな努力をしたのですね。合併した当時そういうことを生かして、水道企業会計として初めて料金を下げた、これは、いつか申し上げましたけどね。それまでにはですね、血のにじむような努力をしてきたのですね。しかしながらまだですね。これは、先ほど言いましたように老朽管の問題とかですね。さらに安定的な水の供給するため、浄水場の整備等々、ですから確かにそういったところの数字が見えてこないのですけども、そういう面では 40 数億、使えばあつという間になくなりますね。ですから、将来的には、その中で水道料金を下げる。最低でも上げない。現状維持することに向けて、これからも事務組合の水道の管理をやっていくということです。そういう努力を重ねてまいります。

## ○桃村議長

福田議員。3回目です。

## ○福田議員

組合長が前向きの答弁をして頂いたので非常に私もうれしく思います。だから、この事業スケジュールやっていくには、お金が必ずいるわけですから、いつそのお金を使うかということ、この事業計画等を、事業にかかる費用をそのまま計画に載せていくってただければいいだけの話です。何も今 48 億円あるから今無理やりそれを使いましょうという話じゃなくて、お金が要るわけ、耐震化にしても、老朽化した管の布設替にしてもお金がいるのだと、それを、いつ、どこで、どのくらい使ってやっていくのかっていうことを、計画的にやっていくって行っていただかないと、なかなかこのスケジュールそのものに具体性がないし、本当に我々が、本当に水道料金を下げていただきたいと思う。その 1 点に尽きるわけですよ。安心安全な水を安く飲みたい市民がそれを求めているわけですから、そのためにこういう事業計画を一所懸命皆さん考えていただいているわけですから、お金をどう具体的に使っていくかということをしっかりと計画を、アクションプランをつくっていただきたいと要望しております。答弁要りません。

## ○桃村議長

他に。10番、永島議員。

## ○永島議員

30 ページの配水管布設工事請負費 14 億 501 万円計上しておりますけども、平成 30 年度工事予定カ所に書いてありますよね。A3 の用紙の工事箇所の工事金額ということですいいのですかね。

## ○桃村議長

志賀施設係長。

## ○志賀施設係長

今のご質問についてお答えさせていただきます。予算書の 30 ページ支出、6 配水施設費の 14 億 501 万円。この部分とですね、31 ページ、2 款拡張事業費の施設整備費工事請負費 23 節ですけれども、ここが補助対象費と単費対象分ということになりますので、今のところ平成 30 年度につきましては、補助額の予定とした 14 億の補助要望を行っております。この分につきまして、また給水装置等の単費の支出がございますので、その部分まで含めたところでの工事費の支出予定ということで予算組みをさせていただいて

おります。以上でございます。

○桃村議長

永島議員。

○永島議員

総延長が 2 万 3,378m、平成 30 年度工事予定価格はありますけども、工事予定箇所ですが、一般質問しましたけども、地元の業者をなるべく使っていただくようにですね、お願いしたいのですが。それと年度末にならないように計画的にですね。今、まだ工事やっているとかあるあるのですが、なるべく早く発注していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○桃村議長

はい。神山次長。

○神山次長

指名、入札等については公正、公平にやっていきたいと考えております。以上です。

○桃村議長

他にございませんか。はい。13 番、石松議員。

○石松議員

まず 1 点はですね、先日の全協でも議論になりました、水道ビジョンに基づく久末ダムのことについてですけども、あのときに久末ダムの草刈り等の経常経費が 700 万円から 800 万円、毎年かかっておりますということとして、そこで聞きたいのは、この予算の中のどこにですねそれが計上されているのかが 1 つ。

2 つ目はですね、久末ダムは、ダムとして水はありますけれども、あれは上水としては 1 滴たりとも使ってはならないということがあります。そうしますと、水道ビジョンでは期限を切っていました。10 年の中の水道ビジョンですから、あの中で久末ダム、東部浄水場については、この 10 年間の中で用途を廃止という形で予定をしているという、そういうくだりだったと思います。そうしますと、このままずっと、失礼だけども、大きな水の塊をですね。維持しているだけで浄水としては使わないのだけれども、毎年、維持管理するために、700、800 万円この予算が出ているということの確認ですね。

3 点目はですね、上水として使わないのは水利権との関係もあるかと思いますので、当初これは法的に、これはいつまでということが私は決まっていたと思います。

この 3 点についてまずお伺いしたいと思います。

○桃村議長

花田事務局長。

○花田事務局長

まず水利権でございます。飲料水用の水利権は、延長した形で平成 30 年度いっぱい 31 年 3 月 31 日という期限が切られています。ですから、今のままであればそのまま消滅という形にならざるを得ないということでございますから、今のところいつそれを、用途廃止するのかというとこについてはですね、おっしゃったように、ビジョンの中の期限で、決めていきたいというふうに思っております。額は後で言いますけども、久末ダムの管理費、かかっている費用のことでございますけども、一応水利権がある期間中はですね、事務組合で遊休資産という形で、面倒を見ていきたいというふうに考えております。額については志賀施設係長にお願いします。

○桃村議長

志賀施設係長。

○志賀施設課長

細かい額については、今お示しはできませんけれども、予算書の中の、25 ページ、水源池等草刈業務、この分につきましては久末ダムに関連する草刈業務になっております。また、その上段、運転業務委託 8,497 万 5,000 円の金額の中に入っています。この一部、この中に久末ダムの巡回に係る委託料も含まれております。  
おおむね合わせて 500 万円程度になるかと思います。よろしくお願ひいたします。

○桃村議長

石松議員。

○石松議員

合わせて 700～800 万円になるということですね。それで、問題はですね、先日も全協で約 2 時間程度議論したわけですけども。今は上水としては一滴も使うことができない。それは、水利権の問題があって、平成 30 年度末、来年の 3 月いっぱいでの水利権が切れるということです。もしそれを使うということであれば、それ相当の法的な手続き等々がいるのだと思いますけれども、まずその前に、この間から水道ビジョンの議論をしましたけれども、そもそもが久末ダムをずっと使ってなかった。この水がいるかどうかっていうのが大きな問題ですね。ここで議論するのは。それがもし要らないとい

うことであれば、その水がめをただ維持管理するだけで、毎年この組合の予算から、700～800 万円が支出されること。これは多くの市民の方が聞いたときどのように思うかということですね。

私は無駄とは言いませんけれども、無駄に近いような、予算支出ではないかと思います。なぜかというと同じようなことを宗像市でも、大井ダム・浄水場で、5、6 年前になりますか同じようにお役ご免なったダム・浄水場については、宗像市に帰していただいて、今、現在宗像市のお金で公園整備等々、市民に還元する形で今やっております。

これは当初の宗像市、福津市、組合の 3 団体の覚書、また、基本的な契約といいましょうか。その中にうたっておったということあります。であるならば、今回、この時期は別の所で議論をしないといけないと思いますけども、私はいつまでも単なる水がめだけのために、年間 700～800 万もこの事務組合から支出するということを、これは、多くの市民が知った時に、何なのそれおかしいじゃないか、という声は当然出てくると思います。また議会は何やっている、とお叱りも受けてしかるべきだと思います。

そこで、私は今日改めて提案をしますけれども、もう用途がなくなった資産、先ほど花田事務局長さんは、いわゆる遊休資産ということを言っています。遊んでいる資産を多く抱えるような余裕が、この組合にあるのかどうか。私はないと思います。それが水道ビジョン 10 年間の中に将来、水は足らないから要るのだということでうたわれているんだったら、これは水のためにいる、ということで再度手続きをして、水利権の問題とかをクリアするという動きをしなきゃいけない。

しかしながら、水道ビジョンは、宗像市、福津市の有識者の皆様、市民の代表の方が 3 人ずつ入ったところで、議論して水道ビジョンをつくられた、私ども議会とすれば、審議会の皆さんのが汗水かいて、努力されてそういう答申を尊重すると。いろいろ議論があったと思います。その答申をしっかりと私たちは受けとめて、尊重するという姿勢が、私は必要だろうと思います。これは組合長さんはじめ組合職員もそうだし、私ども組合議員も同じ気持ちでないといかんと。そのように思っておるのですけれども、今日、改めて再度質問しますけれども、久末ダム、東部浄水場については、速やかに用途廃止の手続をするということが必要だと。その様に提案をしたいわけですけどもいかがでしょうか。

## ○樋村議長

谷井組合長。

## ○谷井組合長

難しい問題ですから、私の方から答弁しますが、全協の中でも申し上げたとおりでございます。この久末ダムの問題は 23 年当時ですかね。覚書、基本的な契約、それとビジョンですね。久末ダムについては、人口の伸びを含めても、将来的に水は十分あると

いう様なこと、それから、23年24年当時は、そういう実態の中で、廃止が出ております。ただですね。現状で確かに、構成市であります福津市で、都市計画をつくる中で人口の伸びと給水量を問題にしているわけで、基本は基本としてはあるのですが、今出ていますように水利権と利水の問題ですね。こういったことは十分まだ精査されてないんです。といいますのが我々は給水量と受水の問題は議論してきたのですけど、水利権の問題等々があるんですね。だから、用途廃止するには早いという私の判断で、今回は送ったのです。ですから今後、そういうことを両市あるいは組合等で、もっと中身を詰める必要がある。時間がいるっていう判断です。ですから、そういう中で、一定の結論を出す。どういう形にするかということは三者で十分話し合っていかないと、せっかく先ほど言いましたように、一緒になって水道料金を下げるということで、合意をしたわけですね。それをまた、元に戻す話はできないですから、そこはお互い今後も円満に運営していくということが大事です。これについては時間が必要と、これは、私も当時、責任がありますので、私も余り時間がないんですけど、その中で、話し合いの場の中で基本的な考え方を出していきたいというふうに、思っております。以上です。

#### ○桃村議長

他にございますか。13番 石松議員 3回目です。

#### ○石松議員

谷井組合長の気持ちはよくわかります。しかしながら谷井組合長も、5月20日が任期満了という聞いておりますので、このことについては、当然後の組合長に譲らないといけないと思います。しかしながら、今回の全協また今日の議論で、明らかになったこの問題については、やっぱり、私は常識的にもこの1年のうちには、ある銳意協力、努力して、宗像市がどうだ、福津市がどうだとか、そういったことではなくて、宗像地区全体の市民の皆様の水の安定確保ですね、またこの宗像地区事務組合の健全な運営等々を念頭に入れていただいた上で、銳意協力し、協議をする。しかし、このことで2年も3年も先送りするということはいかがなものかと思うし、まずその水利権が来年の3月に切れるというこの大きな事実だろうと思います。水利権がなくなれば、もう一滴たりとも使えないですから本当申しわけありませんけども、単なる大きな水がめにすぎないですから、これを維持管理するために毎年7~800万円の予算を投入するということは、これは長くはいきませんので、私はこの1年以内には結論を出すというぐらいある程度、腹に据えていただいた上で、まだ現在、谷井組合長も5月20日まではいらっしゃるし、原崎副組合長が組合長に就任されるということで聞いてますから、そこは責任が発生してくるわけですので、組合長または副組合長で調整等して、余り長くは引きずらないでほしいということを申し添えまして、これはもう答弁要りませんので、要望しておきます。

## ○桃村議長

他にございますでしょうか。11番 末吉議員

## ○末吉議員

2点、質問したいと思います。まず1点は今の石松議員が言われた久末ダムの件です。当事務組合、両市が合併して水道事業をやる上で、260億円を超える水源開発をせずに福北導水を活用することによって、少しでも高い水道料金を下げられるのではないか、あるいは安定的な水道事業ができるのではないかという判断のもとに、踏み切ったわけですね。両市が合併する際に、持っている水源の財産についてをどうするかということを、もう時間をかけて話し合った上で合併したわけですよ。その時に事務組合としての基金が7億5,000万できましたけど、これはもう、谷井組合長を含め当時の福津市長が組合長でございましたから、随分私は2億5,000万福津市が一般会計に組み入れると問題を大きな問題にしましたよ。協定違反じゃないかと、合併のときに協定書まで交わしていることが反故にされていると問題にしました。

そのときに、福津市長から、福津市の水道関係の事業のために、これは使いたいと。いう発言があったから、この事務組合では、特に宗像市の議員は矛を下げたのです。それで一方では、宗像市も同じように水源として持っていた大井ダム、地元の住民あるいは水利権者との関係もある上でですよ、堤体の補強、あるいは洪水吐を引き下げる工事額は約6,000万、堤体の補修については、1億以上の事業費をつぎ込んで整備しました。これ事務組合に迷惑かけてない。だから、久末ダムのことをね、地元の住民に久末ダムを廃止するということは言えないっていうのは、福津市さんが解決してもらわないと。これを事務組合に持ち込んだまま、ずるずるとすることは、私は協定に照らし合わせても基本的におかしいと。副組合長が、当時、前の市長さんですけども、そういう経過がある中で、けじめをつける必要が私はあるんじゃないかというふうに思うのですが、組合長あるいは副組合長として、どのようにお考えでしょう。

## ○桃村議長

末吉議員。今は30年度予算に係る質疑でございますので、予算の中の質疑にしていただけませんでしょうか。

## ○末吉議員

2点目ですね。資料をもらっている、第14、15、16号議案関係資料ということで、下のほうに、平成30年予算集計表、北九州市委託分、これが要するに、収益的支出にかかる北九州委託分が8億5,621万円という形で書かれていますよね。

その上、水道が9億5,903万5,000円と、この表を見る限り北九州市には、収益的支

出の部分と、資本的支出の部分の事務費、この委託料を合計したものが上の 9 億 5,900 万になるのかどうか 1 点確認したいのと、もう一つは、いわゆる資本的支出の中で改良工事費を発注していますよね。工事の発注については当然、事務組合として発注します。

それで見ていただいたらわかるんですか予算書の 30 ページ 31 ページに、排水施設費として、12 億 3,900 万、支給材材料費として 1 億 6,500 万、31 ページのほうでは、施設整備費として配水管布設工事他で、1 億 9,200 万、それとプラス支給材料費が 3,800 万ですね。これについて、例えば支給材料費合わせると約 2 億の金額になるわけですね予算では、この金額というのは、北九州市に支払う金額ですよね。それを確認したいんです。本来、事務組合が今まで、北九州に委託する前のように発注している場合は、これよりも材料費が高くなっているのか。支給材で約 6,000 万のメリットが出るんだという、包括委託するときの説明だったものですから、一体この材料費っていうのは、6,000 万ぐらい下がって、予定の金額なのかどうかですね。これ下がって 2 億になっているのか。その辺、どうなのかっていうことをちょっとお聞きしたいと思います。包括委託の分がトータルして北九州市にいくら実際お金を払うんだっていうのが非常に見にくいんですよね。その点、説明をお願いします。

#### ○梶村議長

谷井組合長。

#### ○谷井組合長

先ほど石松議員のお話と重複しますが、そういう問題はある中でもよくわかりますよ。だから、今後まだわからない点もあるから、話し合いをすると。私の責任を持つ中で、基本的な考え方とそういうものは整理していくということを申し上げましたね。ただし時間が欲しい、という事です。

#### ○梶村議長

安部総務課主幹。

#### ○安部総務課主幹

総務課主幹の安部でございます。2 点目の質問の中で、まずこの集計表の 1 番上の 9 億 8,334 万 5,000 円。これが北九州市にお支払いする契約額になります。1 年間で。この内訳が下にあります、水道事業費用 1 番上の 8 億 5,621 万 3,000 円と次のページの資本的支出の 1 億 282 万 2,000 円。この合計額が今の 1 番上の合計になります。色のついた所が集計部分になります。

それと、工事費等支給材の予算ですが、工事費は請け負った工事事業者に直接お支払いする予算になります。支給材経費は管材料を扱っている支給材の管の事業者にお支払

いする形になります。ですから北九州市に入るものではありません。

○桝村議長

末吉議員

○末吉議員

私どもが聞いた記憶では、北九州市でやる支給工事に関して、材料を一括購入すると、その一括購入してコストダウンになった分を、事務組合として支払うというに理解していたものですから、違うんですかね、北九州市が一括購入するその金額でこの事務組合の使う管材料についても、その金額で、買えるということを意味しているんですかね。

○桝村議長

安部総務課主幹

○安部総務課主幹

仕組みとしましては、一括で購入はいたします。これを始めたときに北九州市と一緒にうちの部分も含めて一括購入を数回やりました。その次に、北九州市は北九州市、私どもは私どもで入札を行ってみました。下がった額はほとんど変わりませんので、現在は、組合で一括購入をしています。その一括した管の材料の経費ですけども、それは包括委託する以前に直接組合が、工事をやっていたときには、工事費の中に入っていたものです。その管の部分だけを外して今、事業者に委託工事で請け負ってもらっています。管の部分は私どもが直接入札をして、管を扱っている製造業者から購入して、請け負った工事事業者に支給しています。そういう仕組みでやっていますので北九州市に、その管の部分を払うとかいうことはありません。

○桝村議長

よろしいでしょうか。他に質疑ございますか。

(なしの声)

○桝村議長

ないようですのでこれをもちまして質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論ございませんか。

(なしの声)

○梶村議長

討論を終結いたします。これより第 16 号議案について採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんのが起立を求めます。

(起 立)

○梶村議長

賛成多数であります。よって、第 16 号議案は原案のとおり可決されました。以上で本日の議題を終了いたしました。

本会議中誤読などによる字句数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第 42 条の規定により、議長に委任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(なしの声)

○梶村議長

異議なしと認めます。よって字句数字等の整理訂正は議長に委任することに決しました。お諮りします。本会議に付された事件は全て終了しました。

よって、宗像地区事務組合議会会議規則第 7 条により、会期を 2 日間と予定しておりましたが、本日で閉会したいと思いますがご異議ございませんか。

(なしの声)

○梶村議長

異議なしと認めます。よって、平成 30 年第 1 回定例会を閉会いたします。

どうもご協力ありがとうございました。